

特70-196



\*1200800279036\*

# 自治制講義

国立国会図書館

特 70

196

0m 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10m  
180 1 2 3 4

始



特70

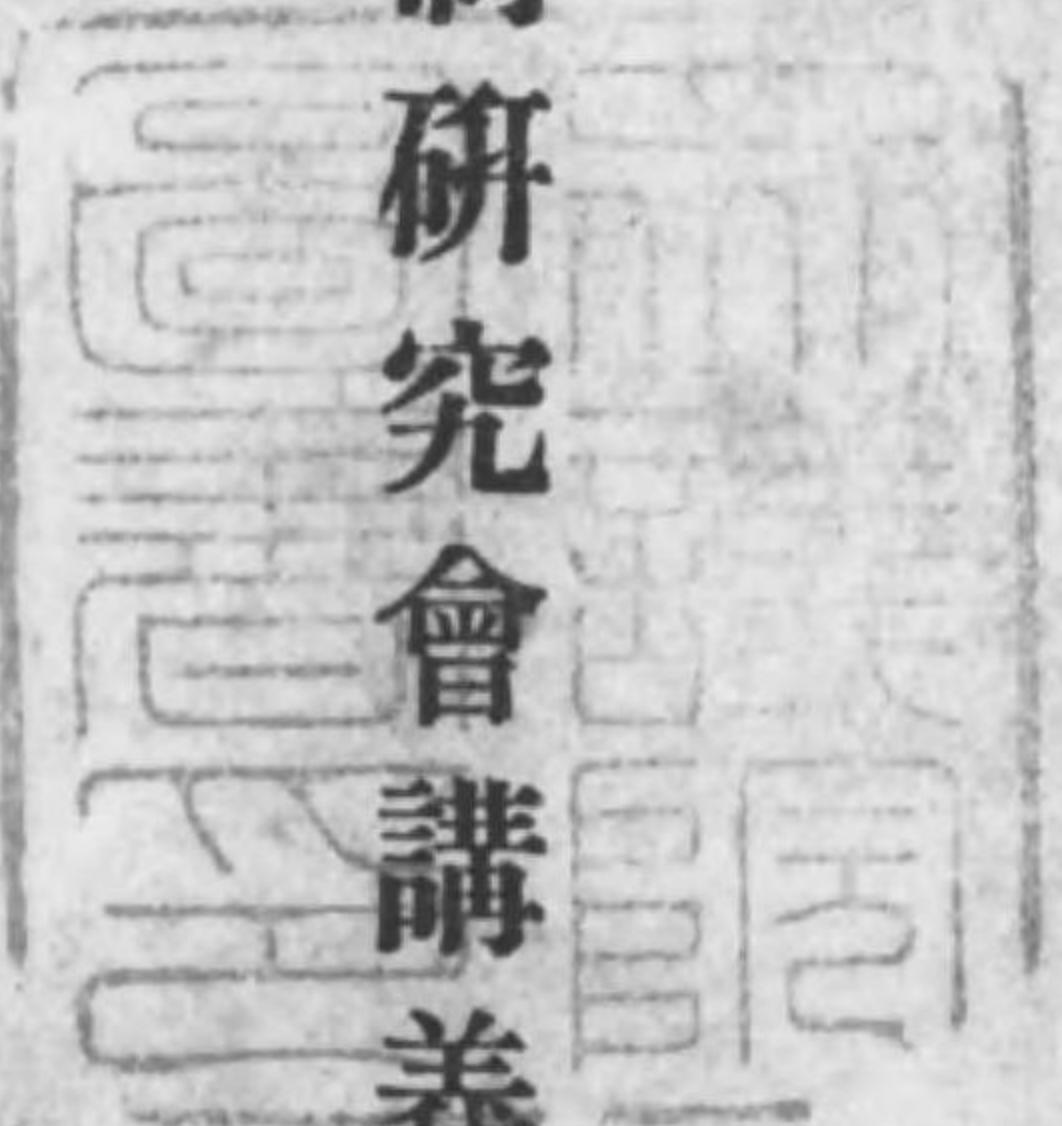
196

自治制研究會講義  
筆記

特70  
196

内閣御雇 獨逸人モッセ氏講演

自治制研究會講義筆記 全



## 自治政研究會講義略記

自治政の研究は目下我が國よ於て必須の件なりとす故に予輩は讀者と之を講じて怠らざらんとを期す此際モクセ、ラートケンの二氏は我の有志者の爲め、自治政を講義せらるいは本誌より其梗概を示して看客の参考と供せんとす

### 第一回（上）自治制の本義

國家の本義に於て欠くへからざるものは國權なり、國權とは全体の意志よして各人各個の意志を支配するものなり、此國權たる政體の如何に拘らず國として存せざるものには嘗て之からず、蓋し政體の異同は唯々之を掌握する者の異同に由る「立君國」に在りては君主は國權掌握者にして之を掌握するは己の權利に出づ、然れども共和國の大統領が國權を掌握するは人民の依托を受けたるものなれば、國權の本源は人民に存在し人民總體と以て國權の掌握者となす、又立憲君主國に於ては君主即ち國權の掌握者なると專制君主國に同一、然れども專制國の君主は自己の意に任せて國權を施用し得べく、且つ君主の意志は直ちに國家の意志となるよ、立憲國に於ては君主の意志は國家の獨立したる機關の共意を俟て始めて國家の意志となる」之れを要するよ各人各個の統制を國權は必らず國家に存在せざるべからず、國權の動作は大別して二とす、一は立法に玄て二は行政（廣義の）なり、譬へば金銀貸借よ



關する規則を制定し、町村の租税を負擔すべき義務を定め、又或は衛生事務上法律を以て警察に若干の権限を與ふる等は立法に屬す。又は金銀貸借の規則を履行せざるときに強制して之を償はしめ。町村に住して其の負擔すべき租税を拂はざるときに強制して之を拂はしめ。衛生に害ある時警察官より之れか凌虐と爲す等は行政に屬す。行政の中二大區別あり司法及行政（狹義の）是れなり。司法は法律の秩序を維持し、毀損せられたる權利を保護し専ら法律の示せ所を實行し。行政は法律の示す所の範圍内に在りて主として利益を保護し専ら便宜によりて自由を動作す。故に立法は國家の最高動作にして他の國家の動作に悉く此立法の下に従ふべく憲法と雖とも亦た之を制する能はざるなり。英國の如き立憲政體ハ摸範とも稱すべき國にして却て立法の上に立づ所の憲法を知らず。其の憲法は尋常立派の手續によりて制定し且つ變更得るものなり。左れば立法は法律上一も制限を被ふる所無しと雖ども是を以て立法は制限を被ふる所なーと云ふを得ず。之を制限するものあり德義、政略即ち是れなり。蓋し國家と雖も德義の法則より従はざるからざること猶や一個人の如くなれはなり。唯々之を破ふるとき顯定せる勢力の之を罰するなきのみ、又政略上の点へ於ける制限は即ち國權の作用は國家の目的よりて需むるものゝ外に及ぶべからざると是なり。國家の務むべきもの三あり、曰く國外に對すると、曰く一個人に對すると、曰く社會に對することに就て云へ是一般の人民が國家を防衛するの責任を負擔を兵役義務に於て護國の準備と爲す事とを」

一個人より對しては昔しの專制國は其自由権利を承認せざりしも、今の國家は國家よりて必らず掌理せざる所からざることを除き、其他は一切一個人の自由を承認し、奉教、學術、學業の自由及移住即ち人民が本國を棄つるの自由まで悉とく之を承認し、加之集會、出版、公教育等の公權を承認せり。又今日の國家は各個人の権利と劃定するのみならず其權利を保護するを當務の要とす。故に法上の秩序を維持するに今日の國家よりて最高の目的たり。昔日の國家は其臣民を保護せりと雖ども其の保護は第三者より起りたる侵犯より止まり國家自身の爲めに侵されたるものに及ばず。今日の國家は國家自身が一個人の権利を毀損したるの場合に於ても亦た之を保護す。此れ則ち現今說く所の法治國なる原則の主旨なり。今まで個人の權利國權と相ひ撞着し易き場合は警察の上並み一般行政の上より、譬へば警察官は舊屋を頽壊の危険ありとして取毀つべきを家主よりするも家主は其の危険なしとする時は、家主の所有權と警察權との間より衝突を生ずるなり。又自からは罪なしとする時は、自分は擇舉權を有すると思惟せるよ官廳は之を有せずと見做すか如き、斯の如き場合に於て行政官をして必ず其法律を遵循して職權を施行せしめる個人の權利を侵犯するときは之を衝るの道を一個人より附與す。國家が社會より對する關係より就くは經濟の事に於て殊に多きとす。即ち強者の抑壓に對し弱者を保護して以て

平和を維持するに一は、是の事は日本國家に於て至重至難の務とされり、余輩は國家をして此務を盡し得せしむるの唯々自治制と相聯結する君主國に在るを信す、蓋々君主は社會の有力者中より出て、社會の秩序に於ける首位を立つものなりと雖、社會より使役せらるゝ爲め存する者にあらず、實より社會と支配するの任を擔ふもいとす、共同体の永久なる性質を代表し強者より對しく弱者を保護する爲め存するものなり、故君主制と自治制とは相ひ反するものにあらず、自治制として構成宜きを得は、寧ろ君主制を鞏固不拔の位地に置くへき柱礎たるへし

#### 第一回（下）自治制は國家を鞏固ならしむるより欠くへからず

自治とは何ぞやと問ふよ、廣く之を解釋するときは、則ち臣民が國家の職務より干與するの義となる、此廣義によれば立法も自治の事務より議院制即ち自治制の一なり、然れども我傍の此よ所謂自治なるものは獨り行政の上に在りて立法の事は自治と相ひ關せざるなり、既に自治の義、行政上より限るときは、先づ第一よは、町村並に其の他の自治体の經濟よ關する事件の管理は、國家之と町村並に其他の自治体の爲す所に任せざるべからず」と云ふの原則を生す、之を所謂經濟上の自治とす、佛國は僅かに此經濟上の自治に止まり、自治の制未だ充分發達せずして、英語の「セルフ、カバーメント」獨語の「ゼミナリスト、フェルトシング」の通すべき文字すらあらざりなり、經濟上の自治は唯々國家は可成的人民並に其他の共同体及び社會の經濟に干渉すべからずと云へる汎則を應用せるのみ、未だ

#### 獨立したる政略上の原則と云ふを得ざるなり

ボリューム・チエス、プリンチップ  
抑々自治制の功を奏するものは、即ち人民と榮譽職より任じ之をして公務より參與せしむるに在り、文字上に於くは異論も出づべけれど英獨の如き久しく自治制を實施せし國の経験よりは、自治の要は此榮譽職の他より出でざるなり、

自治の理と極めて相ひ密接し、時より其義を同ふするものは地方分権の理想なり、中央集權の國より在ては國家一切の業務を中央の一点より集め、人民の全体が散して箇々の分子となりて國權と相ひ對立するのみ、此の如き國よりける社會は只々利害の感を同うする諸般の集合あるのみにして、國家と一箇人の外亦た權利を有するものなく、其間には介立するものは國家の隨意に左右不得べ、國家自己の機關あるのみ、然るより日耳曼種族の人民即ち獨逸英吉利等の人民は發達せる地方分権の制を有せ、國家と社會との間より他の組合あり、此組合の中よりは國家に先ちて成立したものもあり、町村の如き是なり或は國家の設立したる者あり、州郡の如き高等の組合是なり、國家の職務の若干を之より負擔せしむ、是れ即ち地方分権なり、然れども其務より多くは地方分権に適するものと中央集權に適するものとありて、二者相容れざるものよりあらず、概して言へば統一を要す、熱心事を執るより要す、平等を要する等の事務は中央集權に適す、即ち立法の如き又は外交及び軍務の多分は國家の自かト負擔せざるべきトざるものとす、然より専ら土地の事情より斟酌、主として局部の利害

を省みざるべからざる事務、即ち警察中の大部、直接國稅の賦課軍部負擔の賦課等の如きは地方分權を利ありとす。又國家か組合の事務と分擔せしむるゝ當ては、下級即ち小組合の力、應せざる務は上級即ち大なる組合に歸し、順次上級に及べし。遂に國家は全國の割一を要する務のみを管するも原則とす。又自治體か其固有の事務並に國家より委任せられたる公務を執行するよ當り、多く榮譽吏員を用ふるを以て自治の本旨<sup>ま適ふものとす</sup>、而して此榮譽吏員任命の法ニあり其一は英國の治安裁判官<sup>ジャステス、チブ、ビーソン</sup>、獨國の地方法官<sup>アムン、フォール、スティーヘル</sup>、國家の機關にして地方の事務を執るもの、又た一法は日本の町村長の如く町村の機關よして國家の事務を併せて擔任するものは是なり。

榮譽職は利ありと雖ども專務吏員も亦欠くべからざり、夫の多く功を收めんと欲すれば力を茲々専らよせざるべからずと云へ。分業の原則は、獨り經濟上のみならず社會全般の事も之より由らざるべからず、殊よ疆域宏大なる國に在て專務の吏員を用ひず、單に榮譽官の制に由く事を理せんとするが如きは無論事實に於て行はるべからず、蓋専務を要するは技術上の準備を要し、若くは一身を委ねざるべからざる事務より、然れど單に專務吏員の制度のみより依頼する時は、官民の間其氣脈漸次隔絶し、官吏は一般の人と相ひ背馳するに至り、且つ官吏は人民の事業干渉し其の自由を抑壓するハ處<sup>モ此</sup>に在り、殊よ一たひ立憲の制度を行ふときは政黨の争を生ずるハ免かるべからずして、其の争ひ愈々甚きを加ふるよ從ひ官吏も亦之より與せざるを得ず。而して行政機關は公道

法律に循出せざるべからずとの原則行はれず行政官吏は黨派の利害のために其の權柄を弄するに至らん、蓋し之を防制するものは實に自治に基ける地方分權の制度にあります、今ま此制度の利害を擧くれば、

第一 國家の職務中分割し得べきものは地方に於て直接に其利害を感じる者をして之に當らしむ、然らば利害の感に疎き者をして之より當らしむるよりも全良、適實にして又省費するを得べし、

第二 何の國を問はず公共の用に供して利益ある有爲の力は多少民間又存す、然るに此力を用ひざる時は浪費せらるゝ乎、或は政府に向て危險なる反對之力となる、自治の制度は之を用ひて國家全体の利用に供す。

第三 國家任命の官吏のみを用て政を爲す國に在ては政府の責任極て重く、且う治者と被自者との間に危險なる軋轢を生す、之に反し人民も共に公務に參與し、國家と社會と直接に對立せず、自治の制によて其の間尙少一階を存して兩者を聯繫するの脉絡となす所の誠よ在ては、特よ政府の責任輕きのみならず人民も亦た國家心を生す愛國心を發す、其の中間の階層なき國の社會は國家に對し獨り權利を求める義務を負ふこと好まず、然るに自治の制の榮譽職の法によて社會をして艱難なる實務を執らしめ、義務なくしては權利<sup>モ</sup>存するとなきを覺らしめ、必ずしも義務を國家に盡さざるべからざる事を了解せしむ、

第四 自治の利は事々實際に當らしむるか故に小異を捨て、大同を取るに慣れをめ隨て

社會の反動を調和し其平和を保衛す。

八

第五　自治制并地方分權制よ基く建立したる國は其基礎甚た堅牢にして、克く内外の刺  
衝、堪るけ歴史の實例よ於て明なり、専ら權力を中央よ集むる國に在くは中心一たひ刺  
衝、被れば全國忽ち破碎す然ども彼の層々逐ふる結構に各肢をして獨立の生活を有せし  
むるの體に在りてい、國運の隆替か中央權力の消長よ依るゝ斯の如く甚しからず、抑々  
中央集權の摸範となり稱すべきはフリードリヒ大王の世よ於る普魯士國よ如くものなし、  
大王の如き英明の君兵の政柄を握るの間は國勢極て盛んなりしも、大王崩殂するや幾く  
もなく外國の侵攻を被り、國家一朝として崩壊せり、普魯士の衰頽已に極まるに方テ  
イヘル、フオアン、スタイン出でたり、氏は眞正の政治家よして漸進主義を持テ、英國の摸範  
に倣みて國家を逐層構成せんとせり、氏の業は不幸よえて中興せしれ、輓近に至り、先帝  
ウヰルヘルム其緒を逐ふて遂々之ヒ成就せり、而して先帝か之を成就したるハ萬國史上  
無比の戰勝を得たる後、其の權力最高の点に達したる時にして、實よ自治制の君主國を  
鞏固ならしむると明察をたるなり

第二回(上)自

第二回（上）　自治制は國家を鞏固なししむるに欠くべかトす（續）

第六　凡そ自憲の制を敷施せんと欲せば先づ其國の人民より若干の政治上の智識ながるべからず然るゝ人民をして更に公務より與せしめざる弱よては人民此智識を養ふを得ず、人民の多數は國家の政務に於て痛痒相ひ關するの感なし又た僅少の人民は之を談ずる

考其の實之を解するものゝあらず又其の所見議論を單純なる學理に基きて構架するより過ぎず、是より於て乎政治上の生活は荒涼寥寂たるものとなり人民は差支の有無及び處辨の方法を思慮せず漠然租税と減すべしゝ云ふが如し、此の如き國に在りては政治上の議論多くは國家の生活に於ける最高の問題は即ち憲法上の議論に傾き易く人民の利害に近接する實際卑近の問題は却つて顧るものなく、政治上の發達終始阻滯し動搖時ならず其人民は名利を貪ぼる煽動者の奇貨となり國家の憲法は幾んど一世毎々變更して定まる時なきなり、然れども人民公務も參與し公共全體の事務の上も重責、負ふの自治制國も在りては公務も關する痛痒の感々廣く人民の下層もまた及やし多くの公務の須要に關する實際の見識を得て實際に行ふべきや否やと判定するの智力を得、從て政治上の虛影を追ふを事とせず専ら實際の利害を省みるに至たる、且つ夫れ講院のためも適當の人物を養成するものは實も自治制より榮譽職に在りて多少政治上の經驗智識を積み並も民間の需用を解し己も亦た直接の利害も有し上下に對して卓然獨立したる人物を擧くるとは自治の制を行へる國として始て能くすへし自治制存せざる國も在りては官吏若くは政治よりて糊口を謀る卑陋の政治家も選舉せざるべからず、官吏が議員の多數を占むるは危險な議論を待たず、又彼の卑陋の政治家も至りては空理を談ずる乎或は人民に媚ひ政治と以て自己の功名心を鑿しむるの手段とし國家の得失も至りては一も顧みる所なし、英獨も在りては、榮譽職を帶ふるもの議院の多數を占む獨り此の如き國もして始めて代議制

に於ける眞正の利益を見るを得べきのみ、

第七 立憲制度シ敷くときハ政黨の軋轢は免かるべからず而して官吏は政黨の機關となり現に政務に當る政黨も左右せられて法律國の原則即ち公道を秉り法律に遵て動作する所の原則行はれざるの虞あり官吏が政黨の軋轢に與みするを防制するの方策は官吏の外に獨立の原素と榮譽職を設け二者共同して職務を執らむるに在り其の便少矣とせず一は官吏の責任を輕減し並よ地方人民の信用を増進一は權力ある政黨の要求を拒絶玄得るの便われはなり。

自治制の利は此の外實ニ屈指に勝へすと雖其今之れを措き茲々前論を總括せば自治即ち人民の榮譽職を帶び國家の事務に參與し自から其の重任を荷ふの制度は實に人民の利益と自由とも保護するのみならず實に國權の強大なる砥柱とするに足るものなり立憲制度ニ於て必らず欠くべからざるの前提なり

## 第二回(下) 自治体の本議、組織

自治体は即ち國家の一部分にして自から固有の機關を有し自己の意思を表はし行為を遂くへき固有の機關を有するものとて其の機關の組織は憲法より之れを定むるものとす但一自治体は國家の法律に従ひざるへからむと雖ども大國に在りては各々其の事情を異にするを以て全國其の制を劃一ならしめんとするか如きは謬妄の甚たるきものと云はざるべからず故よ國家の法律は各自治体の微細の事情までをも規定を難く、

自治体ニ附與するは自から條例を發して適當の規制を設くるハ權を以て之ざるべからず之れを「アウトノミー」即ち自主の權と稱す人或は此の自主の權を附與するときは國家の統一を傷ひ國家の基礎を危うすと云ふものあれども是れ固より杞憂に屬す自治体が自から條例を發するは法律に於て明示したる場合に限るものにて或は法律に於て各自治体が其の利を異にするを許す場合に限り若しくは法律より明文なき場合に限るものとせ加之又た他の一方ニ在ては自治体の條例は必ず國家の認可を得ざるべからずと法律に定むるときは國家の統一を傷ふの憂なきなり」自治体の憲法は右の如く國家の法律に依て定められ又た一部は自主の權を由りて自から之れを定む此の所謂自治体の憲法とは自治体の組織を定むるものなり凡そ自治体の機關は概して自治体の選舉より成るものとす其の選舉は直接間接の別あり譬へば市會町村會議員の如きは市町村人民の直接ニ選舉するものにして其の間接ニ選舉に係るものは町村長及市參事會榮譽職員の如きものとす即ち町村長は町村會之れを選舉し市參事會の榮譽職員は市會之れを選舉す但一自治体の機關は必ずしも選舉より生じるに非らず即ち英國の如きは自治体機關の多數就中其の重要なものを至りては幾んど皆な皇帝の勅任によると佛國の戸長も千八百八十四年迄は政府より任命し日本の市長も同様勅任なりとす然れども是れ畢竟國家の機關にあらず唯々自治体の機關たると否とハ其意志行為を代表する是否とに由て分かるるものとして選任法の如何に由りて分かるもの

にあらず。今ま自治体の機関と其の職務の異同より之れを二大種は別つへし、代議機關及び行政機關是れなり、代議機關は即ち市會町村會として、行政機關は即ち町村長、町村助役、市參事會の如き是れなり、然れども機關の經驗よれば代議行政兩機關の職員を隔離するは、兩体之間に軋轢を生え、全體の不利を來たをよ近し、故に自治体の職務の差異は只た之れと取扱ふ機關の別を要するのみにして、爲めに職員迄も分離するを要せざるなり。

自治体の機関に獨任、合議の兩利あり、獨任制に在りては只た一人職務を擔當し、事務を裁決し、又其の責を負ふ、各省の組織多くは之れなり、自治体に就て之れを言へば日本の町村長の如き即ち獨任官とす、之れと反して合議制に在りては衆員即ち少なくも三名以上の人皆な同等の位置より立ち一様の職務を擔當し、其の首坐を占むるものと雖とも外の手續を整理するの外、其他一切の權限胥て衆員と異なることなく、只僅かに可否同數の時に當て自ら決を執るの權あるのみ、故に合議制に在りては多數決にありされは其の機關の裁決となざるなり。抑も此兩制の利害得失は最も論議の存する所にて立法者たるもの亦を頗る注意せざるへからず、要するに獨任制は凡て迅速、事を處し、或は熱心より事を行ふとするか如き事務は於て之れを用ひるに適し、合議制は利害相反するもの、間違立ち公平の裁決をなし若しくは一定の原則に従ひて平等に事を處理するを要するか如き事務は適す。

自治体の組織は必らず構成の基礎ある恰も國家の基礎よりけるか如く、人と疆域とを以て成る者とす。何れの自治体と雖とも、必らず一の疆域を見ざることなし、疆域とは地上の區域よろて、自治体が其の中に在りて公法上の職權を施行する處にして、管轄區域なり、此疆域内の土地人民は敢へ其の自治體の職權に服従せざるへからず、又た自治體の職權此外も出づるを得ず、其の區域の大小に由て自治體を市町村記<sup>ゲインシ</sup>及び稍々高等の自治體に區別す、市町村は行政の最下層にて直接に隣保の關係より基き、高等の自治體は即ち下層の自治體數個を結合したるものなり、例へば郡は町村を結合し、府縣は市并に郡を結合したるもの、如き是なり、凡て此等の自治体は各々其疆域を實事に於て有するのみならず、實に其の疆域に就て權利を有す、而して此權利は獨り、他の自治体に對する場合のみならず國家に對して亦た之を有す。

次ぎに自治體組織の基礎は人なり、人とは住民なり、是れ蓋し權利と義務とより成るものにして其權利は自治體の財產及び營造物を使用するの權、並み其の代議機關、行政機關に關する選舉被選舉權及び自治體の職員に列するの權等是れなり、又た其の義務は自治體の負擔を分擔し、并に其の職員より列するの義務等是れなり、住民よして若し其權利を侵されたるときハ法上の保護を受く、而して其義務を欠くときは自治體亦た強制して之を盡さしむるを得、抑も自治体にして強制の權を有する即ち自治体が尋常の結社團體と相ひ同しからざる所なり、自治体にして此權あるに非れば其の組織を維持すべからず、故に自

治体も亦た他の公法上の組織即ち國家の如きものと同しく此權を有す、自治体の基礎の一は人に在り、即ち自治体は多人數の集會に由て成るものなり、然りと雖とも自治体は即ち自治体なる一物体なり、其の物體なる自治体は自かゝ權利義務の主格にして、即ち一の法人なり、一例を舉れば前に或町村一の地所を有すと云は、其所有者は各人各個々あらずして即ち町村なり、更に公法上就て云へば町村は其の住民より租税を賦課するの權を有すと云ふも、是れ其町村内に住する各人各個が相互より租税を賦課するの權を有するであらずして、實より町村なるものありて此の權を有す、故に各人各個の外向や一の想像的の人あるを知るべく、權利義務の主格あるを知るべく、機能を完備したる町村なる一体の存在するを知るべし、是れ即ち法人なり、

自治体の事務は地方特別の利益を關照するを以て第一とす、此の他尙甚だ重要な事務あり、國家一般の事に關する所のものにして原來は國家の事務なりと雖とも便宜上法律を以て自治体に委任したるものは是れなり、即ち警察、道路、教育、賦稅徵收等の事務とす、自治体は其の各個固有の事務と共に之に就て既に權利、有するものなり、自治体は法律に依て定められたる權限内に於ては獨立して事を處するの權を有し國家は亦た自治體として已れの一生肢と視做す、是れ第一の要節とす、是れ自治制を關する各國の新法中幾んど皆な冒頭に掲載する所なり、然れども自治体も亦た國家の一部分なりば國家をして瓦解せしめざらしめんと欲せば、自治体をして國家に遵從せしめざる可からざるや論を俟た

ず、是を以て國家全体に係る所謂る統一の意志を代表する所の國權は克く自治体か各自箇々の意志并に利益を逐ふて相ひ背馳せんとするを統制するの力なかるべからず、即ち國權は自治の動作克く法律に協ふや將た克く其權限を守るやを監察し就中其の職權を誤用して政略干渉するを防制せざる可からず且つ國權は自治体の財務を關して尙且つ監督の權を有せざる可からず、殊より自治体をして國家の根源と凋渴するが如き所爲ながらまむるを必要とするなり、今日の法治國よりは其の元來の目的を越えて干涉するを許さず法律を以て精密より其の限界を定め、以て行政官をして一步も其の限權外に越ゆるを得ざりしむ、而して尙ほ其の濫用に對応して之を防禦の法と設けたり、即ち一は自治体の原素をして監督權の施行に參與せしむることは是なり、又一は自治体より其權を侵されたるときは之を行政官より屬隸せざる獨立の裁判所に出訴するの道あるとはれなり、以上の方法は依て以て自治体の自由獨立を保護し又國家全体の利益を保護する足りり、

### 第三回（上）「ゲマインデ」即ち市町村の事（土地と就て）

前回よりは自治體の本義並に自治體に關する一般の原則を闡陳せんか今各種の自治體の論及せんとするよ臨み先づ「ゲマインデ」「即ち市町村より説き起さんと欲す」市町村は獨語にて「ゲマインデ」佛語より「コムーニ」と稱す、「ゲマインデ」の種類一ならず、大小の關差、組織の不同あり、國家に對し及び國民の經濟と對して其の關係を殊にそるものあり、

然れども法律上より見ると、皆均しく「ゲマインデ」なり然るに此各種の「ゲマインデ」を総括する日本語などを遺憾とす、例へば東京の如き大都と雖とも或は至小なる町村と共に「ゲマインデ」なる名稱を以てせざるを得ざるは、恰かも人とは其眞有の相同からざるも其動作の互に異なるも全體より見ると、是等しく人たるゝ相違なうか如し、而して市町村は獨り私法上の法人たるのみならず公法上の法人なり、公法上の法人とは上より向ひ下より對し均しく公法上の權利義務を有する一箇想像的の人たるの謂なり、歐洲各國の法律にては「ゲマインデ」に村と町との區別を立て、農業の行はるゝ地は村と、商工業の行はるゝ地は町とす、從て兩者は其機關の組織を異々す、日本の市町村制は此區別を採用せずして總ての「ゲマインデ」に同一の組織を用ひたり、蓋し佛國の法制は都鄙の別を立てず或は之より微ひたるものなほん、然れども町村との差は事實よりて蔽ふべからず、第一の差異は事務に顯はる村の圖、所は農業の利益に在り、町の計る所は則ち商工業の利益に在り、例へば溝渠を通じて用水を引き、堤防を築て洪水を防ぐか如きは農業の利害に關するものとして村の要務なり、工藝學校を起し街燈を点する如きは商工業の利害も關する者にして町の要務とす、第二の差異は租税に在り即ち地方に於て課稅の主要なる物體の土地にして地租を以て、租稅の主要なるものとす、都府に於ては専ら動產に課稅し所得稅を營業稅其の大部を占む、然るに日本の法律に於ては町村の組織皆な一様にして獨り町の大なるもの即ち市は稍々其の組織を異にする。

第一、町村は郡に屬すと雖も市は郡より屬せず、蓋し町村は小且つ微力にして他の町村と聯合するにあらずされば爲す能はざること往々之あり、市は自から十分の力を有するか故より郡に屬するを要せざるなり、第二、第一の差異よりして其監督上にも亦差異を生す、町村は第一郡長の監督に屬し漸次に知事内務大臣の監督を受く可きものなるに、市は直ちに知事の監督次に内務大臣の監督の下に立なり、第三、市會議員の選舉は三級法に依り町村會議員選舉は二級法に依れり、他なし、町村は人民財産の差等概して簡単なればなり、第四、町村事務は町村長之を總括して助役之を補佐し一に獨任制より、市には市參事會ありて行政事務に任す即ち市の行政は分議制に依るものとせり、以上數點を除けば市と町村との間復其區別の指すべきものなし、

一箇の部落にして一町村を爲すものあり又は數多の部落を合して始めて一町村を爲すものあり、此各部落は獨立して一體を爲す者にあらず但し其の部落固有せる特別の財産ありて自から他の部落と利害を異なるものあるに於ては之が爲め特別の代議體を設くるとあり、日本の法律にては區を設け區會を開くことを許せり、然れども都て町村の機關に由て之を執行せしむるなり、故に町村なるものは獨町村固有の事務を有するのみならず、又圈域より委任せられたる事務を有す即ち町村は國家の事務を實行する爲めの土地の區劃なりと云可し是に於て乎凡そ國內に存仕する土地は何等の種類のものたるを論せず必らず一の町村に屬せざる可

からず」と云ふの原則と生ず、國家若くは君主の所有地と雖ど此原則に違ふを得ず、然らば此等の土地は原則上又大町村の課税を免かるを得ず、但國內の土地は必らず町村に屬せざる可からずと云ふの原則に關し一二の法律に於ては例外を設く、則ち大地主の所有地を町村外に獨立せしめ其獨立した土地の大地主に町村の有すべき權利義務を有せしむるもの、是なり、日本の法律に於ては此例外を設けず蓋し歴史上經濟上其必要あらざると、又此等町村中より大地主を抽出して獨立せしむるときは町村は爲めに有力の要素を失ひて其の發達を妨くべきか爲めなり、町村も又た他の自治体と同しく其の疆域を有す、疆域とは地上の一區域にして其區域内に仕りては町村が公法上の權利を行ふ所にして、町村は此疆域なるものに就て他より侵害せざる可からざる權利を有する者なり、然れども町村固と國家の疆域に屬せる最下層の一部分に外ならず、且有力なる町村を組織し并せて之を維持するは國家の切に希望する所にして又大に國家の利害に關するを以て、新たに町村の疆域を定めたは從來の境界を變更するに當ては獨關係者の意思にのみ一任すべからず、國家は成る由其利害を省察するも之に關して十分の勢力を有せざる可からず、蓋し國家は關係者の利己心又は其短慮淺見の爲め又は頑硬執拗の爲めに妨げられ却て必要な疆域の變更を遂行する能ざるか如きとあるを容さざれはなり抑々新たに町村の疆域を定め又は從來の境界を變更するとは從來の疆域狹少に過ぎ其の力薄弱にて自治制度に由りて委任せられたる事務を獨立施行する能はざる場合に於て最も其必要を

感するものなり、現に李國の如きは小町村多くして最も其處置に困苦したるものなり、李國にては此の如き小町村の數凡そ三万七千あり而して其過半は人口二百六十に満たず、儼然たる一町村にて人口百五十出でざるもの少しあらず、翻て日本の町村を見るに猶ほ之よゝ甚しき者あり今ま斯の如き過小町村の弊を矯むるの策二あり、第一ハ姑く小町村を獨立の町村と為或る目的に關して之を聯合し所謂聯合町村を作るに在り之れを稱して目的に就ての團結と名つく、此の策は元來良好の事と云ふべからず、何んとなれば組織に紛擾を生じ行政に錯雜を感玄鄙と町村との中間に於て別に一段階を設くるに依り徒つらに冗費を要すべきを以つてなり、又其の事務は有給官吏をして之れを執らしむるが故に榮譽職の制度習慣を養生する能はざるなり、第二の方法は散布したる區々の小町村を集合して一箇の新町村を作るか否らざれば現町村を他の町村と併属せしむるに在り但々其疆域を小々失せしむべからず、蓋し健康なる生活と發達を妨くればなり、又榮譽職より事務を執らざるの不便あり、要するに町村の集合併属を爲せよ就ては法律上固より一定の地積若くは人口を以て程度とするを得ず、必らず地方の情況を察し其の所有の情態を詳かにし風習を考究歴史上の關係を稽観而て後能く之を行ふを得べど而して之に就ては其地の事情に通するを要す、是れ町村の疆域變更に高等自治体の榮譽職

を一と干與せしむるを必要とする所以なり、即ち日本の制度にては郡參事會、府縣參事會ありて此事に任せり、府縣參事會は榮譽職員と有給吏とて以て成るものなり、

第三回(下) 「ゲーヴィンデ」即ち市町村の事(人に就て)

國家に属する土地の必らず町村に屬せざるべからざるが如く苟くも一國の人民たるもの亦必ず町村に屬せざるはなし、獨り君主及び其の家族のみ國法上の理由に依て之れが例外となるのみ、夫々人は町村に属するときは彼は何れの町村に属するやの問題を決定せざる可からず、之を決するに二法あり一は町村住民の子孫なるにより或は特に其町村の籍に編入せられたるに因りて町村住民たるを得るものとすると、日本の本籍の制なるものと殆んど相同し、其二ハ其町村より住居を占むる者は即ち其町村の住民となり町村住民の權利と義務を有するとする者是也、此兩制の孰れを取らべば人民の移轉の自由を許すと否とに係るなり、抑も移轉の自由は天賦の權利にして出版言語其他數種の自由中最々貴重なるものなり、蓋し自己の利害を判断する普通の能力を有するものか已の住居より營業するの地を自から選擇する事は自然に適ふものなればなり、而して國家も此自由を許すが爲めに利する所少しだせず、蓋し人民は各々其生計に便なる地に就て住居すべきが故に其の經濟は繁く從て國家の富資を致すべければなり、然れども移轉の自由も他の自由の如く全くたゞ制限なき絶對的の自由にあらず、其制限は法治國の原則に準據し官廳及び町村の任意にあらずして必らず法律に據りて施行せられざ。可からず、此

制限は一は警察上より起り一は町村の利益の爲に起るものとす、警察上より起る制限は即ち處刑者、乞食者、浮浪者の住居に制限ある是れなり、町村の利益の爲めに起るの制限は獨立して生活するの力と見えざる者の來住を町村に於て拒絶するの權是れなり、此權は町村に於て救貧の義務あると否とに依りて定まるものなり若し町村に於て救貧の義務あらば、一身及び其家族を養ふに足るべき労働に從事するを得ざる者又は之に相當すべき財産を有せざる者の來住を拒絶するの權を有せざる可からず、何となれば此の如き貧民は公費を以てヲ救助せざる可からざるを以てなり、但し日本の法律は町村の救貧義務を規定せず故に又た貪民拒絶の權なし、抑々移轉自由の原則に據るときは町村住民権は其の町村の疆域内に住居を占むる一事實の法上の結果なり、故に町村の財産を共用し及び其營造物を使用するの權は唯々相當の料金を納め玄め若くは年々若干の金額を納めしめて始めて之を來住者に附與するの制限を町村の規則に規定することを得るなり、何とか町村住民權と云ふ、曰く法律に従ひ及び町村より其職權内に於て發したる規則に従ひ町村公共の營造物及び財産を共用するの權利と町村の負擔を分擔するの義務と之を住民權と云ふ、居住とは一時の滞在を云ふにあらず、其人一身の生活動作の中心たるべき永久の住所を定むるを云ふ、故に住居を占むるものは其瞬間より直ちに其町村の住民となり、住民權を得るなり、一時の滞在者は住民權を得るも、にあらず、然れども滞在久しうに亘る者は公共の營造物を使用し其他町村より受くる所の利益少なからず、日本の町

村制にては滯在三ヶ月以上に亘ると云は其時よりして町村の負擔を分担すべし義務を生ずとし其義務は滯在の初めに遡る者なり（滯在者の多きは町村の繁榮を助くるものなれば町村に於て滯在者に便利を與ふると謀らざるべからず、維也納、柏林の如きは現に此目的の爲めに設けられたる協會なり、東京に於ても少く此協會を設立せらるれば其利益少からざるべし）

住民の権利義務は法律に據りて確定せられたるものとす、故に其侵犯に方ては住民は之を高等自治體の參事會に訴願し逐次遂に行政裁判の裁決を仰くを得是が法治國の原則に基けるなり

住民權を有するものと雖々町村の宰治に參與するの權に至りては住民悉とく之れを享有すと云ふを得ず、選舉被選舉權即ち法律上所謂公民權なるものに至りては未だ町村住民たるを以て直に之を享有すと云ふを得ず、第一は外國人なり公民權は公法上の權利なるが故に萬國公法の原則に基き外國人の享有すべからざるは論を俟たず、第二獨立えた者よりあらざれば公民權を得べからず獨立者とは稍々成熟の年齢より達し（日本の町村制よりは廿五歳）一戸を構へ財産の禁を受けざるものと云ふ、第三婦人は公權より有すべからず、第四町村の公費を以て救助を受くる者、第五町村の負擔を分任せざる者、第六住民權を有するものより非れば公民權を有せるを得ず、第七町村の住民となりて數年間其地より住居し其地の事情より通じ町村と利害を同ふするものにあらずされば公民權を有するを得ず、日本

の町村制よりは二年以上其町村に住居したる住民にして始めて公民權を得べしとす。但し此原則に關し一二の例外あり公民よりあらずして選舉權を有する者あると是なり、例令へは幼者或は婦人として町村内に大なる不動産を所有し又は住民にあらずして其町村に地所を有し、法人の性質を有する社會にして地所を所有する場合の如きは選舉權を與へざ、べからず各國の法律多くは其の納稅額によりて之を量り即ちの納稅額町村公民の最も多く納稅するもの三名中の一人よりも多き時は選舉權を有すとせり、

凡そ町村の選舉權は多少の財産を有するもの、外は得る能はざるものとす而して其財産は納稅に由て量定す。其財產を基礎とする所以は町村の事務は主として財務の事に存するか故なり即ち會計の事務は町村の行政中必要の事務にして國家の會計か國家諸般の行政中於て重要なよりも更に重要なとす、今まで機關を檢出すべき選舉權を得るの要件をして財產より無產の人をして有產者の負擔となるべき租稅を議せしむるなり此の如き選舉法は即私有權の制を廢棄せしむるものと云ふべし、又此理由により多く納稅するものは少しく納稅するものよりも選舉に就ては多くの權利を有せざるべからず、之れを要するに町村議會の選舉に於ては國會の選舉より比して更らゝ財產者より權力を附する所多からざる可らず、

財產者より權力を附すると云は之を濫用して財產者少なきものを壓するの弊を生ずるの恐れなしとせず、然れども監督の法にして整備せば決して恐るゝよ足らず、夫れ法律より

財産者、與ふるゝ多くの権利、以てすと雖ども亦た之に課するゝ多くの義務を以く者、榮譽職に任せるの義務は強制的に課せらるゝ所にして課せらるゝ者隨意に之を辭するを得ず、然れども實際此強制を必要とする場合は極めて少なく、柏林の如き一千八百八年始めて市制を實施して以來町村公共の職に就くを故なく拒絶したるもの僅かに一人のりしのみ、蓋し町村公共の事務に從事するものは自己の名望勢力を増すと以つて、り、但し其利益は有形もあらずして道徳上、精神上の利益ならざるべからざるは多言を要せず抑々自治の發達を期せんと欲せば榮譽職にあるもの常々公全体の利害より目を以て己れの權力と一種族若くは自身の爲めに濫用をざらんことを勉めざるべからず、然らまんば自治制は既に死せりといふべきなり。

#### 第四回（上）町村の機關（選舉法の原則）

前會に於ては町村の基礎を講述せり、本回は更に進んで町村の機關を觀察せんとする。町村は政治上の共同体なり、故に内より在て其事務を管掌し外より向て其全體を代表すべき主宰者なるべからず、町村長及市參事會は即ち此主宰者なり、然るゝ町村長及市參事會の管掌する所の事務は主として町村固有の事務なるが故に、此等行政の機關は之を掌理するの際法律に特別の規定あるもの、若くは法律より某くは政官竊の規定あるもの、外常々町村の意志より遵從せざるべからず、而して町村も亦た其の行政機關の執務を監督するの權なかる可らず、市町村の意志を發表し並に行政機關の事務を監督する爲め概ね皆一

種専任の機關を設置す即ち町村會市會の如き之なり、町村會は選舉より依りて成ると各國概ね一なり、然れども選舉の方法より至ては各國の法律より定むる所互に相同しからず、但し茲より選舉の事を論するより方て諸君の諒察を要するは國會代議士の選舉と町村代議体の選舉は各々特別の原則に支配せらるゝ者として双方全く關係なつとなり選舉より關して起る第一の問題は誰れか選舉する者ぞ即ち選舉權を有するものは何人なりやと云ふの問題之なり、蓋し選舉權は町村の各住民より附與すべきものよりあらず必ず公民として始めて之を得べらるものとす、但し一の例外あり公民よりあらざるも町村事務より少なからざる利害の關係を有する者は亦選舉權を得るものとす、是れ皆前會に講述したる所なり。

第二の問題は誰れか選舉せらるゝ者ぞ、即ち被選舉權と有するは何人なりやと云ふの問題之なり、各國の法律往々被選舉權を得るより多くの資格を要すとあるものあり、例之は被選舉權を得るには選舉權を得るものよりも年齢の高さを要し納稅額の多きを要する者あり、又或は其所有の種類と限り、例令へ地主にあらざれば被選舉權を得へからずとする者あり、或は字國の如く議員半數は必ず地主ならざるべからずとする者あり、然れども日本の町村制に於ては選舉權を有する者は亦た皆被選舉權を有すとす、其の然る所以の者は既に相當の年齢より達し相當の財產を有し町村の利益の親密なる利害の關係ある者にして、選舉權を有するに於ては無認其權を誤用して不適當なる人物を選舉するの恐ある可らずとするよ出づ、選舉權として相當の制限あり選舉法として

其順序宜しさを得は、被選舉權を制限するの必要なのみならず却て被選者の區域狹隘ならずして適當の人物を得易きの利あり、夫れ日本の町村制に於ては別々狹隘なる制限を設けず、然れども或業務の性質と議員の性質と相抵觸するものは皆被選舉權を有せず、即ち其の第一は監督官廳に奉仕する政府の官吏、第二は檢察官及警察官吏、第三は僧侶及小學教員とす、凡そ此等の人は皆其人の講員より不適當なるもあらず其職務の議員の職務と抵觸する所あるのみ、第四町村の有給吏員も亦被選舉權を有せず、蓋し町村の代議機關も屬する人にして同時々町村の行政に從事するときは却て行政の事情を通じて兩機關の關係を圓滑ならしむるの利あり、以上數種の例外の外尙一の例外あり代言人もあらずして他人の爲め裁判所又は其他の官廳と對して事を辨すると以て業と爲す者、所謂公審師の如きハ被選舉權を有せず、而して其被選舉權を有せざる理由の前駁者に異なれば余の言を待たずして諸君の了解せらるゝ所なるべしと信す、尙此の他に法律と於て被選舉權の制限を要するものあり、町村の事務の一豪族の手に落るを防ぐの目的を以て近親の豪族の手中に落つること往々免れ難き所とモ、即ち法律は之を防ぐの目的を以て近親の親戚同時々議員たり又は同時に行政機關と代議機關と在職するを禁せり、

實際議員より任せらるゝ者に向つて望むべき性格は尙此の如くにして止まず、議員たる者は廉潔公正の性質を具へて議員の職を私利と供するが如きなかかることを要すべく、町

村よ於て多少の名望あり其生計に多少の餘裕ありて町村の公務に從事する爲め自己の生計よ困むが如き者ならざらんとを要すべし、又議員たる者は公務と執るの能力ある者ならざるべからず、即ち第一は實際の經歷ある者が議員たるは町村の爲め最も望むべき所なり、學者の町村議員たるもの亦甚だ町村の爲めに喜ぶべきとす、國法學よ於て歐洲屈指の學者たるグナイスト氏は曾て伯林府の議員たり、又解剖組織の學術よ於て歐州第一と稱せらるゝウヰルシヨウ氏は現今伯林府の議員たり、蓋し此等の名士は其町村議員たるに依て獨り自己の名望を重からしむるのみならず實に自己よ由て町村の地位名望を重からしむと云ふべきなり、

選舉に關する第三の問題は選舉權は各人平等の權利ありや或ハ階級あるものなるやと云ふの問題とす、抑も平等選舉權の制ハ佛國「アモクラナ」の理想に出て選舉權を以て人間天賦の權利なりとするの説に根據す、佛國よ於てい即はち既に國會議員の選舉に此説を納れて普通直接選舉の權利と用ひ亦た町村の選舉とも同しく此制を採れり、然りと雖とも選舉權は元來一の主宰權なり即ち間接よ己の仲間を支配するの權なり、故に國會の議員より選舉するハ取も直さず間接に國家の立法と參與せるものにして國民に法を示すの權なり、又た町村の選舉は之よ依て町村の仲間の金囊を支配する權を得るものなり、此の如き主宰の權は固より之を人間天賦の權利と云ふを得ず、其の權利は其公共全體よ盡セあるよ依て起るものと云はざるべからざるなり、但し町村に在て種々の負擔を擔任する

所のものは主として財産家なり、其の擔任せる所の負擔は獨り金銭上の負擔に止まらず、自治の榮譽職又任し以て負擔する所も極めて輕しとせり、即ち其負擔の輕重より從て選舉の權利より差等を生ずるも亦た事の自然より適ふものと云ふべきなり、是れを以て町村より選舉では選舉者より階級を設て以て町村に盡すことの大なる者は町村の事務より多く勢力より有することを得せしむ其階級を作るの方法に至ては復た種々あり第一は職業の異同より從て階級を設くる者あり、例令へば地主に工業者、商業者、等皆別に各一級となす、即ち塊地利の縣會選舉は此の階級法による次の一法は所有財産の大小就中土地所有の大小に從て階級を設くるもの之れあり、第三法は納稅額の多少より從て階級を設くるものにして最も簡單より且つ公平の法なり、但一納稅額に依て階級を定むるより又た二法あり、即ち一は一定の額を定め其額に依て投票權を定むるの法なり英の「ユコオン」議會の選舉法は即ち此法よりして例令へは三百圓までの稅を納むる者ハ投票權一を有し六百圓を納むる者は投票權二を有すとす此法も亦短所あり蓋し或は一地方に在ては富者多く一地方より在ては然らざる等所有の狀態各地必ずしも一様ならず、且つ金錢の力は都鄙の間大差あるより此法より在ては凡て此等の異同を區別する能はせ、是れ此の法の一短所なり、且つ今日の社會は日々變化えて曾て靜止せず今此の法の如くに納稅額を確定するとは以つて此の變化より應するを得ざるなり、然るに現今普漏生、塊地利に行はるゝ所の階級法よりては此短所を回避するを得べし、普墳の法に據れば先づ町村内に於ける納稅の總額を量定し之を作るべき階級

の數に平分す例令へば納稅總額三拾萬圓より階級の數三なるときは其の總額三拾萬圓を三分す而しく該町村議員の總數も亦た階級の數を以つて平分す、例令へば議員の總數も亦た階級の數を以て平分す、例令へば議員の總員を十二人とすれば之を三分をして四人とす、此四人は一級毎に選出すべき議員の數よりして即ち每級同數の議員を選出せるなり、其の階級を作るの法如何と云ふに同しく三級を作。あとの例は由て之を云へば選舉人中納稅額最も多き者を合せて選舉人總員の納稅總額の三分の一に當る者を一級とし、一級の選舉人に次て納稅額多き者と合せて選舉人總員の納むる總額の三分の一に當る者を二級とし、其他を三級とす即或る町村より於て納稅の總額を卅萬圓とすれば最多額を納むるものとを遞次に算して其納額拾萬圓より達すれば之を一級とし、次は中等の納稅者を合らす、選舉人が議員を撰ふには必ずしも自己の階級に屬する者を擇ばざる可らざるにあらす、故に選舉人として第三給より属すものと雖とも第一級及第二級より投票せられてが第三級となすものなり、但し此の階級は獨り選舉人の階級より被選舉人の階級より議員とあるを得るものとす、蓋し議員は之を撰出したる階級の代表者にあらず實より町村全体の代表者たればなり、夫れ議員は公けの職務なり已れノ信する所より由て之を行はざるへからざると尙他の公けの職務と異なる所なし、他人の爲に動かされず自から信する所に由て其の至當とする所を行ふハ其職よりあるもの、義務なり、故に選舉人は議員より向

つて嘱託をあすを得ず好し之となすも法律上固より効力あるものにあらず、塊國町村制  
は生なからに至て町村議員たるの權あり、此の如き生れなから其の權利ある議員も亦た  
公會議員と法律上の地位よ異同なきなり、抑も「デモクルサート」主義よ出てたる「マンダード  
、エムペラトール」説の事理を誤まるや甚し、其説に曰く議員は選舉者の代人なり故よ議  
員の多數説と已れか代表する選舉者の希望と相矛盾して已れか代表する所の選舉者の説  
講場よ納れられざる時は議員は其職を辭せざるべからんと、夫れ此の如き謬説の町村議  
員に適すべからざらば一目多く知るべきのみならず、其の國會ノ議員よ適用すべからざ  
るも亦明かなり、日本の町村制に於ては「マンダード、エムペラトール」説を採用せず、即  
ち凡議員たる者は選舉人の指示若くは委嘱と受くへからざる旨を法律よ明記せり、  
或る町村に於ては階級法も亦た其實際に適せざることあり、假令へは茲よ一小町村あり  
町村内各人の貧富及び納稅の額に甚たしき差等なき者あり此の如き町村に於て階級法によら  
ざる可らずと云々あらず、其地の事情を察して或は全く階級法を用ひず或は階級と作る  
も之を他の基礎よよらしめ或は階級の數々増減して以て實際の需要に應するを得ざる可  
らず、即ち日本の町村制に於ては町村條例を以て此の如き變例を定むると許るせり、  
選舉に關する第四の問題は選舉は秘密選舉を可とするや公開選舉を可とするやの問題之

なり、此問題は既に「シセロ」の時代より存して今も尙未た其結局を見ざるものなり、今  
余は茲よ之を詳説する暇なきを以て唯た其の大意を述へん、蓋し人間を視て以て一の  
完全無欠のものとして論を立つるときは選舉は公開選舉よ如くものあるへからず、理論  
上より云ふときは公開選舉は最良の選舉法なり、人自から信する所あり則ち其の信する  
所を敢て隠秘するとあるなく公然人の前よ行ふは固よ、男子の事なり、且つ共同体の中  
よ適ふと適はざるとは選舉者も亦た其責あり、公開選舉は則ち此責任を確實ならしむ、然り  
と雖ども人間は必らずしも完全無欠の者よあらず、實際の人間は頗る空想界の人間と異  
なれり、故よ法を實際よ設くるものは人間の性質の薄弱なる点よも亦た充分よ注意せざ  
るべからず、選舉の要は選舉者が已の信する所を選ぶよ他人の妨害を祓らざるよあり、己  
を制するの力ある者のおど矛盾したる場合よ方つて他の考よ頗着なく已れの考を實行す  
るを得。を要す、然るよ假令ば茲に他人に負債わり債主か甲の議員たるを好まざるに方  
つては公開選舉よ於て負債者に反し甲を選舉すると難し、又村内よ富者あり  
村民常に其制御を受くるとき選舉よ方て村民は能く此富者に反対する議員を選ぶを得べ  
きか、其他職工の雇主よ於ける皆な同一事情あるものに至て共に公開選舉よ在ては公平  
の選舉を得がたし、此の如きの事情あるが故に少くも町村の選舉は公開選舉よ不利と云  
はざるを得ず、殊に町村に在ては各人平生の關係甚た相接近せ。が故に専ら此の邊に注

意せきるべからず、但し是れ亦を獨り町村の撰舉と就て論せるのみ國會議員撰舉のことは自ら別論とす、

#### 第四回(下) 町村の機關(撰舉の手續)

以上は撰舉と關する大體の原則とす、是より選舉は實際如何なる手續と依て行はるゝかを論せんとす、蓋し他人の干渉を受けず人其信する所を擧ぐるを得ると否とは實に撰舉手續の良否に由るあと極めて多し、

撰舉は毎三年と以て之を行ふ之を定期撰舉とせ、議員の在期は六年なるを以て毎三年の定期撰舉に於ては議員の半數を改撰するものなり、是れ舊議員一時に悉く退職するときは事務と熟練の議員を議會より欠くに至るを防ぐの目的と出づ、但し定期撰舉の外は其間も事故ありて(例へば死亡)し、議員に闕員を生ずるあとあへも復た別に補闕の撰舉を行はざるを常則とす向となれば成るへく無要の撰舉を避けて人民を煩はさうるを要すればなり夫れ毎三年定期撰舉の外撰舉を行はざへを以て常則とすと雖も闕員の數甚だ多きに至り或は町村會の議員若しくは町村の行政機關に於て補闕を必要と認むる時は定期撰舉の外尙臨時と補闕撰舉を行ふの餘地も存せざる可らず即ち法律は此の如き場合と於て補闕撰舉を許るせり、選舉と際まで第一の必要は誰某か選舉権を有するかを知るより撰舉名簿は則ち此目的に供するものなり、抑も撰舉名簿は選舉全體の基礎なり、此に登載せられたるものにして始て投票なすを得へし、故に選舉権を有する者は此名簿の正否を監

査するの權なからず、選舉前に於て名簿を關係者と公示するは則ち此目的と出づ、若し名簿と誤謬あるときは關係者は一定の期限内に其正誤を申立てることを得、正誤と二種あり、選舉権を有する者はして選舉名簿と登載の漏れたるとき其登載を申立るものと、選舉権を有せざるものと名簿に登載せられたるとき其削除と申立るもの之れなり、正誤の申立ては町村の機關と裁決す、其裁決に不服あるときは遞次郡參事會府縣參事會に訴願、行政裁判所と訴訟することを得、次と選舉の期日は町村長之を定め某日某處に於て選舉を執行する旨を町村長より公告す、期日は各級之を異にして同一なるを要せず、是れ數級より同一の人と選舉するときは再選の煩を執らざるべからずが故に之を避くるなり、選舉は第三級より始の第二級及び第一級の選舉を行ふ、各級の選舉の期日を定むるに方ては特と其級に属する人民の職業上に注意せざるべからず、就中第三級の選舉期日は最注意を要す、何んとなれば第一級と屬する者は多少皆財産家たるを以て選舉のために一時業務の縁合はせかなすこと甚た難からずと雖ども、第三級の人と至ては多くは日々自己の活計と役をたるもの決して業務を棄て、選舉場と出席し難きが故に或は選舉と參與するを得ざるゝ至るべければなり、

選舉事務の統轄はを合議体の機關と任せざるべからず、之を合議体と任じて始めて選舉の正當を保するを得可し、今之を統轄する合議体は選舉掛なる者として選舉掛は市長若くは町村長と選舉人中より選舉せられたる者二名或は四名を以て成る、日本の法律と於

ては此二名若くは四名の掛員は凡そ市長又は町村長の撰任する所と雖も他國の法律に於ては多くは撰舉人中より公選せしむ、

撰舉掛は豫定の時期に至て撰舉を執行す此場所は一の卓子を置き卓上撰舉名簿と投票函を置く函の位置は其衆人の目に觸れ易きを要す卓子の一邊には撰舉掛席を占め他の一邊は席を設けず撰舉人は則ち進んで此一邊々立て投票を行ふ但し撰舉人は自ら投票を行ふを要す蓋し秘密撰舉は在ては自ら投票をなすゝあらざれば投票は欺妄の弊を生し易ければなり若し夫れ自己の活計の爲め自ら投票をなすゝ暇なきか或は自ら投票する能はさらしむるものも固より妨げなし、

各撰舉人は撰舉すへき人名を悉く投票紙に記入して投票す投票紙は被選者の姓名を記すのみにして撰舉者の姓名を記すゝを許さるは勿論印を捺し其の他撰舉者の誰たるを推知るへき記號を附するを許さる投票の誰の手よ出たるやと知る可からざるは秘密撰舉の秘密撰舉たる所なり投票は密々封緘して其中より何人の姓名を記せるやを窺知るを得さらむ之を撰舉人より撰舉掛に差出す撰舉掛は之を受取て其儘投票函に入る此の如くにして順次に投票となし既に投票終結の時間まで達を場内に現在する撰舉者も亦悉く投票を終りたるときは撰舉掛は撰舉執行の終結を申告し、

次には選舉の結果を確定す若一撰舉執行の後直ちに撰舉結果の確定をなすときは其法亦簡として且確實なり即ち當選者の姓名を知て後始めて撰舉執行を完結したるもの

とするは最良法なり蓋し撰舉の結果確定に至て始めて撰舉執行を完結する所にありては撰舉執行の席に於て直ちよ之を了すか故に手數を省き疑似を絶つと得べし如何に於て選舉の結果を確定するかと云ふに選舉掛長は投票函より投票一葉づゝを取り之を開封して其姓名を読み立會の掛員は之を簿冊に記入し何某投票幾個を得たるかを注記す之を投票名簿と云ふ投票名簿は二通を製す即ちに記すと立會の掛員は二名として各一通を擔當す此の如くにして當選したる者と有効の當選とす當選は投票の多數による多數と比較多數、絕對多數の別あり、絕對多數ハ總投票の過半數を要し比較多數必らず一も過半數を要せず他の投票の數に比して多ければ即ち足るものなり、比較多數も亦弊なきにあらずと雖とも簡易の点にては固より絕對多數に優れりとす、

撰舉の結果確定せしれく當選者の姓名既ては明らかなるに至れば先づ之を一般に告知せざるへからず就中之を當選者に告知して其承諾するや否やを問はざるへからず、

撰舉の結果既に確定せられたる場合と雖とも其撰舉は未だ終局有効の撰舉であらず何となれば欺妄の投票違法律の處置名簿の誤脱若くは當選者が擔當の資格を有せざるや等保し難ければなり故に前述の諸点より付て疑議あるときは第一より之れを裁決する者町村會なり抑も議員の資格に付き正當の撰舉に依て議員たるや否やと裁決するの權は諸代議體皆之を有するを原則とす故に代議體外より於て議員の資格を争ふものあると否と云拘はらず各代議體は皆一應其議員の資格を検査するの權あり即ち町村會も亦た原則よ

り云へは凡て撰舉の有効無効を裁決する者とす、然れども町村會か或る一黨派偏し又は法理を誤て裁決を下すことなきを保すべからず、即ち其場合に於ては其裁決を争ふの道なかるべからず、其道三あり第一の法に據れば町村會の裁決に不服あるときは尋常裁判所之を裁決す、第二法は國家の行政官廳之を裁決す、第三は日本の町村制より採用せられたる法よりして自治の機關即ち郡參事會府縣參事會先づ之を裁決一終より行政裁判所之を裁決す選舉の事由と確實を保護するは此の第三法より優れる者之あらざるなり、

#### 第五回（上）（市町村の職務權限）

前回に於ては市町村の組織を講明したり、本日は進みて其職務權限を論述せんとす、概して言へは市町村の代表者たり、故に之を市町村の代議機關と稱す然れども今市町村會が市町村を代表するとは、其行政機關に對し自己の市町村を代表する而已の謂ひなり、

市町村の行政機關は元と市町村自己の事務を處するが爲めに設置するものより其職務は市町村自己の利益を進むるより、故に市町村自己の利益を誤るときは自ら其責に任せざるべからず、又市町村の事務に關す。經費は市町村自ら之を負擔せざるべからず、斯の如く市町村は自己の責任と經費自辨との二理由有より、其行務に對して自己の意思を發し、且之を監察せざるべからず、然り而して其意思を發し其監察をなすは市町村の全体よりするを最穩當となすよ依り、今之が爲め特別の機關なかるべからず、此機關ハ

即ち市町村會なり、

市町村會は市町村の意思と發し其事務を監察すると雖も自ら其議決を施行することを得す、

其の職務權限は各國の制度其主義を同ふするも細目には互に殊別あり、今其相同じ

き要点を擧れば左の如し、

（第一）市町村會一定の役員を撰舉す、例へば日本の町村制によれば町村會ハ町村長、町村助役及収入役を撰舉し、又市制によれば市會は市の助役參事會員及収入役を撰舉するが如し、要するに其役員は市町村の一機關にして獨立の職務及職權を有するものなり、然りと雖も議會をして行政の役員を撰舉せしむる所以のものは代議及行政の兩機關をして成るべく協合一致せしめんが爲なり、其他政府の利益を保する爲め其役員は官廳の認可を経て始めて之れを本職に任することを得せしむ、

（第二）市町村行政の監察、市町村會は市町村の行政が法律より適するや、其議決より違はざるや市町村全體の利益を損せざるや、就中其議決したる歲出入算に違はざるや否やを監察す、之が爲め市町村會は其行政役所の一切の書類及計算書を檢閱するの權と行政に關する一切の報告を其行政役員より求むるの權を有す、又市町村會は其行政事件を調査する爲め委員を設くるとを得、

（第三）市町村會は政府若くは官廳の求めに聽して意見を提出す、抑も政府より市町村會

の意見を諮詢するは頗る緊要の事なるを以市町村會は之に應して意見書を提出すへき義務を有す、但し其意見書の諮詢せられたる時に限り諮詢なけれは固より之を提出するとを得ず、嘗て獨逸に於て外國輸入品に課稅するの利害を關して世論紛々なりと、伯林府會は輸入稅の賦課を非とする意見書を政府に提出したり、然れども其意見たるや政府の諮詢に應したるものにあらずして全く該府會自己の決議に出たるにより、政府は其處置を越權と看做して意見書を却下したり、之より反して佛國の市町村會は事件の何たるを問はず之を議決し、憲法改正の如き市町村は毫も關係なし事件までを議決するとあり、然れども佛或政府の權力微弱なるを以て之を制止すること能ひざるなり

茲の一の問題あり即ち市町村會は國會より向て請願するの權ありや否や是なり、抑々憲法を以て市町村會の請願權を明かに認めたる國あり或然りさる國あり、故に其權の有無は一概に斷言するまとを得ずと雖も、其請願すべき事件は市町村の利害を關するものとす、限局し得他の事項も涉るへからず、是れ法律も明かに規定せざるへからざるものとす、

(第四) 市町村は一定の事件を議決すべき義務を有す、市町村内の條例規則を決定すべきあとは即ち其義務の一なり、次に市町村の公債募集、土地の賣買、財產及營造物の管理に關する原則、財產も關する重大の事件にて法律ト場合と示定したるもの、其他市町村歲計豫算等は總く市町村會より必ず議決せざるへからず、就中其歲計豫算を議定すへきものは重要な關係あるものなれば茲の豫算に關して一言せんと欲す、

凡そ規模の稍々大である經濟を營むものは必ず其收入支出に對し豫算を定めざるはなし、豫算は將來經濟の目的と豫定するものにして經濟の道を立つるゝ緊要として、殊に自治体より於て毎年の収支豫算を設く。事ハ極めて緊要にて必ず之と爲さざる可からず、日本の町村制は各町村をして必収支豫算を設くべしと命す、又市町村の収支豫算年度は國庫の歳入出豫算年度と同一なるを要す、何となれば國家の財政とは甚た密接の關係を有すれはなり、佛國の町村制は豫算に關して細密の條規を定め其他の國に於ては概して豫算の編成法を市町村の自在に任す、而して日本の町村制は即ち末段の部類より屬す、但し日本の町村制に據れは内務大臣は市町村の豫算書式を定むるの權を有するなり、市町村が豫算を設定すべきとコ啻に其權利に屬するのみならず又其義務たり、夫れ國會の豫算議定權は甚た複雜、例之は政府は國會の議相協合せずして豫算の確定に至らざることとは、如何なる處置を爲すべきやの如き國法上頗る重難の問題ありと雖も、市町村の豫算に在ては絶く斯る難問題起ることなし、何んとなれば市町村會若し其豫算を議定せざるときは之を監督する高等官廳其の市町村會より豫算と定むればなり、是れ獨り豫算の一事より止らず總て市町村會が法律上議決せざる事件を議決せざるときは、監督權ある高等官廳之に代りて其事件を決定すると普通の原則なればなり、但日本の町村制に依れば監督官廳に於て市町村會の議決せざる事件を決定するに一個の専斷を以てせずして其廳より屬する參事會と協同して之を爲す、語換へて言へば市町村會其の議

決すべき事件と譲り受けた時は郡長郡參事會と協同して之を決定すへう規定なり、此に依りて之を觀れば市町村會は豫算の議定を拒むも實際に於て殆ど絶然と謂ふを得へし、一説は曰く國會が豫算を議定するは行政官廳に信用を與ふるものにして即ち國會は當時の内閣に對し不滿を懷くときは其の豫算を議定せざる權ありと、此説たるや佛國に行はるゝものにして國法學は豫算を議定せざる權ありと、此説たるや豫算なるものは不斷、政黨競争の具となり多數の黨派が現政府を倒すの手段となるへし、是れ豈豫算の目的を諭るゝあらずや、殊も市町村として此説を實際に適用せしむる時は事宜と過り實際上何等の障害を生ずへきや測知すべからず、市町村會が豫算を議定すべきは其義務にして其行政役所を信用すると否と拘りざるなり、故豫算を以て此義務あると明記して毫も疑義なからむるゝ甚だ緊要の事とす、

#### 第五回（下）（市町村の職務権限）

凡そ一個人の經濟より在つては自己の収入額と應し其支出を算定すと雖ども、是れ公共の經濟と相異なる所にして、畢竟公共の支出は法律及其他の事由に依り最初より確定して動かすべからざる科目勘からざるがためなり、市町村の支出は市町村が必ず支出せざるべからざる經濟にして其一は事實上より必要とする支出なり、

例之は町村の工事將に該成せんとする時に臨まば之れに要する經費は無論之を支出せざるべからざるが如し、其二は民法上必要の支出なり、例之は市町村の負債と對しては市町村會其債主に不満足を與ふる如き議決をなすことを得ず、其三は政府の法律若くは法律と同一の効力ある命令と基づく支出なり、例之は町村は町村警察費を負擔すと法律の命するとき、此法律と依りて支出せざるへからざる經費の如し、教育費救貧の如きも亦之と屬す、

市町村會若し其法律上必要の支出の議決を拒むときは、監督官廳命して其支出を該市町村の豫算と記入せしむと法律に定むべし、之と監督上の強制豫算と言ふ、強制豫算に不服なるときは高等の官廳と訴願し、且つ順序を経て行政裁判所までに上訴するとを得るなり、

市町村會は収入の点に於ても亦た隨意に議決をなすことを得ず、例之は法律の禁する収入は之れを豫算と編入することを得ざるが如し、又市町村會は支出の總額と償ふべき収入を議決せざるべからず、若し支出を償ふに足るの収入なき時は豫算なしと言ふも不可なることなし、故に市町村會若し収入を議決せざるときは豫算の全体を議決せざるものと同視すべし、

豫算既に決定したる後之れを施行するの点に於ては各國の制規同一なりず、佛國に於ては市町村會の議決したる豫算をして政府の認可を受けしむ、然れども日本の町村制は認可を要せざるの制を採用せり、

確定したる豫算は二の効力を生ず、即はち其の一は行政役所をして其豫算によりて豫算内の事件を施行するの権利と占得せしむ之を積極的の効力といふ、其二は豫算をして行政役員の職務越すべからざる制限たらむる、之れを消極的の効力といふ、而して其豫算上の制限に三種あり、第一は豫算に掲載せられざる支出を爲すべからず、第二は豫算定期超過をべからず、第三は豫算費目を彼此流用す可らず、是なり、然りと雖とも豫算外の支出は實際に於て殆ど避け得ざるものとす、故に市町村行政役所が實際に臨みて當初未だ嘗て知らざりし豫算外の支出を要するときは市町村會の議決と經べきものとす、市町村に於ては議會を召集するに困難なるを以て、苟くも豫算と補充せんとし或は豫算を變更せんとするときは直ちに議會を召集して其決を取るの便ありとす、

(第五)裁判官の職務一市町村會は法律に依り公權上の爭議を裁定するの場合勘かうす、例之は市町村公民權の有無と關する争論の如き、或は撰舉權の有無及撰舉の當否に關する争論の如きは市町村會、法律によつて之を裁定す、以上述べたる如モ市町村會の職務權限は法律を以て之を規定すと雖も、而かも其範圍内に於ては自由の運動となし得るものなり、今斯の如く市町村會の運動自由なるを觀て、或は國家の利益を害し或家の政權を弱めん歟の杞憂を懷くものあり、然れども自治制を施行して地方に自治權を附與するは決して君主政體と矛盾するにあらず、又た或家の政權を減殺することなし、顧ふに政權を微弱ならえむるの論は全く自治の本義及び地方制度一者の聯絡及其他細密なる關係明解せざ

るに起るものなき歟、試みよ地方自治を實行する所の邦國に就て之を觀よ、果して政權不振の弊あるや決して之あるを見ず、却て自治の制度著しく實効を顯して人民其利益を享有するにあらずや、蓋し市町村會は單に其市町村内の事務に關して議決をなすと止まリ其他の事件よ涉るを得ず、又市町村の行政機關は市町村會の議決を實行すべき義務を負ひ、設令其議決よりて己れの意見に適せざる者も尙之れを遵守せざるべからず、蓋し市町村會の議決が政府の認可を要する所以のものは、法律よ背反するの議決を防ぐの外よ尙國家の利害に關する事件を市町村會自由の議決よ放任すべからざるが爲なり、例之は市町村理財の道をして國家財政の主義と抵觸せしめざるが如し、又多數者が少數者と壓制する共法律に於て之を抑制す、例之は租稅の比率を定ることは法律上之を許すも、若し之れを濫用して少數者を苦しめるが如き場合なからしめんが爲め、凡そ稅率の變更及び特別の課稅は政府の認可を受けしめ、國家の財源を涸渇すること莫からんか爲め國稅よ附加する市町村稅は一定の定限に據しめ、若しそを輸出とするとときは特に政府の認可を受しむ、市町村に於て公債を起し或は土地を賣却する如き理財上稍重要の事件は政府の認可を受しむる等、皆な以て國家の利益と保護するよ足るものにして、其外に尙強制豫算の法及市町村會解散の道わり、此よ依て之れを觀れば市町村會の權限たるや單に其市町村内の事件よ限局し、又之に對する國家の權力たるや甚た廣大よして其利益を保護するよ餘りありとす故よ市町村會なるもの決して國の政權を侵害せざるなり、

終りに臨み予は市町村會の議事規則と就て一言せん、議事規則の議會の自ら定むる所と任するを以て例とす、然りと雖ども議事規則は議事の整理を保するため或は少數者と多數者の犠牲たらしめざらんため決して輕視すべからざるが故よ、議事規則の要點は法律に示定するものとす、今其要點を擧くれば左の如し、

(第一) 議長は何人を以て之に任ずるやと言ふに、佛國の制は市町村長を以て議長たらしめ、字國の制は市町村會を主て自ら議長を撰舉せしむ、此二制各々一得一失あり、佛制と在てハ行政機關と代議機關と協合調和を得せしむるの利益ありと雖も、亦た其議長が行政代議の兩機關を兼て長たるの故を以て議會の自由なる議決を妨害するの弊害あり、字制は當さよ之よ反対し佛制ハ利益なく又其弊害な云々す、日本の市町村制は字佛の二制を採用し即ち町村に在ては佛制を用ひ市に在ては字佛よ微へり、其然る所以のものハ町村よ於ては其人を得るに難く且つ行政役所の獨任制なるに依り町村長を議長となすときは實際の便益渺からず、之よ反して市には參事會なる合議体あるより議長を得るに難からざるが爲なり、

(第二) 市町村會は召集令あるを俟て集會し自ら集會することを得ず、而まて其召集令は官廳より之を發するにあらずして議長より之を發す、其他若干名の議員若くは行政役所之を求むるときは議長はこれを召集せざるべからず、

(第三) 市町村會の議員全數の列席するは稀なるものなれば効力ある議決をなすに足る

列席員の數を定めざるべからず、日本に於ては總議員三分の二列席すれば議決をなすに足ると定めたり、是れ畢竟市町村よ於て議員の參會甚だ容易なるが爲なり、然れども亦議員の出席不足して議決をなすと能はざる場合よ對しても法律の規定なかるべからず、何となれば少數者の不利益なる議案あゝに當り其少數者は殊更に缺席して其議決をなし能はざらしむることあればなり、故に法律は同一の事件に對し再度まで缺席者ありて議決を爲すことを得ざるときは議決の定數に満たざる議員にて議決と爲すことを得せしむ、

(第四) 表決ハ過半數に據るべきや或は多數に依るべきやの問題あり、各國の例を觀るには總て過半數を以て表決すと定めたり、既に過半數を以て決したものは市町村の意思を發表するものとす、然るよ少數者若し多數の意見に従はずして會場と退くが如きことあらじめば、是れ甚だ不祥の兆候よして畢竟其人民が自治制を履行するよ足らざるか或は未だ諸政体よ慣熟せざるか或は多數者の壓制甚しくして少數者堪ゆること能はざるかを證するものなり、

(第五) 市町村會の議事は公開なるを要す、蓋議事と公開し廣く公衆の傍聴と許すは市町村機關を監督するに依るよ極めて必要なるの外、又公衆よ法律上の智識を廣ひるの利益あれはなり、但し時として公開することを得ざるの場合なきよあらず、故よ各國の市町村制に於て市町村會を主て秘密會を開くことを得せしむ、日本の町村制によれば議長

其意見を以て傍聴を禁す。ことと得るなり。

〔第六〕議員は總て無俸給とす、各國の例より據るに地方自治体の議員は皆名譽職にて俸給を受けず、日當旅費及食料の如きも亦總て之を受けず、

#### 第六回（市町村の行政機關）

現時政治上の共同體は行政と代議とに區別し、此二者に對して各別の機關を設けたるは代議機關及行政機關是なり、前回に於ては代議機關を説明したるより、本日は行政機關を論述すべし、

世人往々（行政）なる語より代へて（施行）なる語を用ひ、此語より基き、行政は議員の決議を實施するよ止まるもの」と思惟し、且つ議會は意思を代表し行政は行為を票代表す」と信する者あり、然るに行政機關は自己固有の意思と信認とに從て獨立の處置を爲し、自己の發意を以て共同體の職務を執行するものなり、斯の如く行政が獨立動作を爲すより當り、他の方よりは法律規則の牽制を被ひり、就中市町村の行政より在ては其他尙市町村會の法律上の決議代議及行政の二機關は同等同位のものにて彼此輕重の別あることを無く、行政は議會の從儀にあらず、實際上より之と觀れば行政機關の任務は公共事業の振作と對し寧ろ代議機關より緊要なりと謂ふも決して不當にあらざるべし、更に之を極言すれば政治上の共同體は代議機關を缺くも尚存在するとを得べし、又現より代議機關を缺ける政治上の共同體ありと存す、之に反て行政機關なき時は政治上の共同體は一日も存するこ

と得す、即ち行政機關ありて政治始め行政上の共同體と成るものなり、例之い合本私立會社は株主總會と缺くも尙依然會社たると得ると雖とも、若一社務を支配すべき社長及常務を執るへき理事會と缺く時は其會社一日も存在することを得ざるか如し、幼稚の立憲國では論者勵もすれば憲法及代議院の効力を尊重すること甚しきに過ぎ行政の重要な所以を遺却するもの多しと雖とも、從前の経験より徴するに國民政治上の發達は獨り憲法及議院のみよりあらず、寧ろ其發達の重點は善良なる行政よりとす、故に政治上の経験を積む人民は上、家より下、町村より至るまでの行政を以て其國の政治最も重大なる關係あるものとなして大に之を尊重す、  
市町村の行政機關は獨任制或は合議制ありとす、獨任制にては市長若くは町村長獨り事務を主宰し、其他の吏員殊に助役は市長若くは町村長を補佐し、其故障のときに限りて之を代理するのみ、而して一切の事務、合議若くは多數決よりらず一長一人の裁決に從て之を處置す、然るよ合議制にては一の合議體を以て土地の支配者となす、其議長は庶務を指揮し議事を整理し、且つ外より向て合議體を代表すと雖も、而かも其他の事よりは合議體列員の一人たるよ止まり他の列員に異なる所なし、獨任制は佛蘭西、獨逸の地方町村並奥地利の町村よりて之を施行し、合議制は獨逸の市並奥地利の大なる市町よりて之を施行す、日本市町村制は此二制を兩つながら採用を町村に獨任制と、市より合議制を行はむ、諸君も既よ知らるゝ如く市參事會は市長、有給助役及市公民より出る參事會員を

以て組織したる一の合議體なり、

市參事會及町村長の市若くは町村の支配者なり、詳かに言へば市若くは町村の名を以て其市村に屬する強制權、就中、収稅權を施行し、市町村に關する一切の事務を管理し、法律の範圍内に於て裁決を下し、其權限内に於て令達を發し、總て市若くは町村全体の利益を進むることを配慮す、  
市町村は自治區を爲すと同時又國家行政の最下區を爲す、故に政府は市町村の行政役所を引て土地に關する國の行政事務を擔掌せしむるの權あり、例之ば警察、収稅二様の別あり一は政府が其國務を市町村に委託せしめて市町村の機關を政府の用に供することはされなり、此二様の方法に於ける實際上の區別を言はん、第一の方法は在て市町村全體が國務の委託を受けたるものなれば之を執行するに市參事會若くは町村長より於て市町村會の決議に従はざるへからず、第二の方法に在ては國務を執行するもの獨り市長若くは町村長のみにして其長は市町村の代議體に關係なく専ら政府の指揮命令より從て事務を處し隨て政府の官廳に對し責任を負ふのみ、日本の市町村制の第二の方法を採用せり、蓋し第二方法は據るときは市長若くは町村長、政府の監督を受けて國務を處し、別より代議體の干渉を被らざるを以て國の利益を保全すると第一の方法よりも寧ろ確實なり、又是か爲め國權を減縮せるやの危險決してあることなし、  
市町村自己の事務は市町村の發達するに従て各種の役員を分擔せしめざるへからず、法

律は其事の一部を町村に在ては町村より町村助役に、市に在ては、市長より市參事會員の一人より委をるとを得せしめ、且つ其委任を受けたる者として獨立の處置を爲すを得せしむ、斯の如く市町村自己の事を一人に委任するには別より政府の認可を要せざるの代りに市町村會の認諾を受けざるへからず、

市町村の行政機關は其他尚諸種の役員と設置す即ち、第一は委員なり、第二は區長、收入役並書記なり、第三は補助員及器械的の働きをするべし。使丁等なり、而して本日は市町村吏員の大体論を關して尙數言を費さんと欲す、

市町村の吏員は有給無給の別あり、語を換へて言へば專任吏員と名譽吏員の二種あり、專任吏員とは一身を以て専ら公職と任し他より副業を營まざる者と云ひ、名譽吏員とは公職を以て自己の專業となざす他業の傍らに之を勤むる者と云ふ、此二種の吏員を區別する主徴は全く專業二段の徴とす、抑々名譽職は地方自治の制より於て公民の義務として之を奉すべし、法律上強制して必ずこれを果さしむ、但し之を強制するよ直接となざすして唯間接となすのみ、即ち名譽職より就くことを拒む者は公民權の停止を命じ、且つ恰も罰金を課する如く其者の納稅額を増重す、然るより専任の職務に在ては就職のことは本人と採用者との協議よりて決する也、日本の市町村制によれば自給吏員（専任職）は市長、市助役、收入役補助員及使丁なり、名譽吏員は専任職に屬せざる市參事會員、委員及區長（三府の區長は有給吏員）とぞ、町村長及町村助役は若し町村自己の條例に於て別段の規定を

設けざるときは名譽職たらざるべからず、但法律は町村自己の條例よりて町村長及助役一人を有給吏員となすとと得せしむ、今其法律よりて斯ら餘地を與へたる所以を述んよ、町村の事務たる概して其公民に於て義務として之を處辨し得べしと雖も、而かも町村の發達するに従ひ無給吏員の外又專任吏員を置くべき必要を生玄べし、其理由二あり第一ふ町村の職務中には充分の能力及相當の學識を具備する人を要す、而して其能力學識なるものは多年の練習と經て之を得るあとなれば、苟も斯る人物を採用せんとするよは相當の報酬を與へざるべからず、第二ふ職務の種類よりては就職者一身の全力を擧げて之に從事し兼業ヲ抛棄せざる可らざるものあり、下等の職務は概ね皆然、高等の役員又備ふべとは勿論、亦身力を擧げて其職より任せざる可らず、是を要するに町村の職務を相當の資格ある者より擔掌せしむけ最希望せる所にして、殊に大なる町村に在て若し才能學識の有無を問はず、苟も町村の公民なれば之を擧げて事務より任する如き事あらまめは、無學無經驗の人、町村を支配し言ふ可トざる濫弊を釀生すべ、市町村役員の事に關しては尙詳細論述すべきものありと雖も是ハ後回に譲り茲に役員の名譽心及德義に關して一言せんとす、

#### 第六回(下)「市町村制の行政機關」

抑も人類社會は眞目的を達せる爲め一定の發動力なかるべからず、其發動力は即ち人類

天賦の利己心なり、此の利己心を利用して社會の目的を達せしむるに二の方法あり、一は社會が人類に附與する報酬、一は社會が人類に加ふる禱糾たりとす、其報酬は獨り金銭上の報酬のみに非ず、例之ヨ名譽勢力若くは彰表の如き思想上の報酬を用ひることなり、獨逸の有名なる法理學者ユーリング氏ハ報酬と禱糾は社會の勤勞と振起する横糾など云へり、此横糾即ち勤勞を起さしむる手段は町村亦之を利用して其目的を達することを得へし、之を詳言すれば町村ハ自己の需要と辨する爲め、一面よりは俸給及賃錢を附與し、一面には社會上の高地位若くは勢力威望を附與し以て勤勞を勵ますことを得べし、李國の宰相ノクイン氏は其の起草に係る有名の市制に於て榮譽を功勞者に附與するの權を市町より許したり、即ち市町の爲め大功勞ある人ノ榮譽公民の稱號を授與するの制是なり、榮譽公民の稱號を授與するの權利を其者より認許したり、例之ヨ歎軍を征服したる將軍が凱旋報酬より頗る完備の制度を有したるは、古昔ノ羅馬人は特別の功勞ある者は公民冠與へ、亦榮譽を請求せるの權利を其者より認許したり、例之ヨ歎軍を征服したる將軍が凱旋式を行ひて羅馬府より入るの権利あり、又市町村の公民にして抜群の功勞ある者は公民冠と稱する帽子を受け、特々名譽を表彰するの權利を得たるが如し、而して之を得るの場合ノ羅馬人法律を以て之を規定し、又其榮譽を受くべき權利者は事宜に依り訴訟を起して之を請求することを得たり、

今日の社會は斯の如き榮譽彰表を權利上のものとなさず専ら仁惠上のものとなしたり、

法理學者エーリング氏は其仁恵を林檎に譬へて曰く「林檎の樹下より居る者若くは林檎の樹近傍より居る者若くは林檎の樹を振動する者は林檎を得ること、之より要するに町村は別に榮譽彰表の具を有せると雖も、而かも其役員をして社會に於る幾分の高位と占有せしめ、思想上の報酬を與ふるを得べし。然りぞ雖も報酬と羈絆は未だ以て社會百般の義務を竭さしむるより足らず、社會は夫の代價を拂ふと人類を束縛するとの二事而已よて維持せられ得るものにあらず、社會の事態よは報酬及羈絆の力得て及ふべからざる極めて微妙なるものあり、例之は愛情友誼の如し、夫妻母子の愛の如き情誼は金錢を以て購買すべからず、又命令と以て強迫すべからず、然るり全社會の構造及其の隆盛は夫婦の愛、母子の親より基因せざるはなき、然うば則報酬及羈絆の外に社會を維持するの具は何物ぞや、他な志道徳是なり。更に進みて工業上及公務上の關係を觀るより、其關係たる實は道徳を得て始めて鞏固なるを得るなり、何となれば道徳を以て報酬も羈絆も之を利用するより其の道をければなり、若し報酬の外より人の勤労を誘發するもの無きときは富者は一人として社會の爲めに勤労せざるべし、此輩は金利及株券の利子より依て安樂の生活を營み隨て俸給は絶て其人を動かすに足らず、罰金を課せん乎、其人は德義を顧みざるより罰金を拂ふも寧ろ社會の義務を免れんとすべし、故より富者をして社會の爲め勤労せしめ貧者をして餓死せしめざることは、夫唯道徳力ある而已。

又報酬と羈絆は未以て勤労の精巧なるを期すべからず、工業上より於ても公務上より於ても、苟も勤労の精巧なる、欲せば勤労者其人の德義に起因する義務心と名譽心とを以て報酬羈絆の二を補はざるべからず、日本の古代に於て精巧善良の工藝品を產出したるは報酬の効力に依るにあらず、畢竟職工の名譽心より原因したるなり、工業社會相互より名譽心を重視するときは不精不良の物品を作るを耻辱とするものにて、予は日本の古代に於て實に之を見るなり、然るより近時日本に於くい工業者の名譽心より成る所の精巧なる工藝品漸く其跡を絶ち、就中外國に輸出する製作品より在ては濫製粗造を以て將より其名聲を落さんとも、豈概歎の至りならずや、

公務上に於ても亦工業上の勤労と同一の例を見るへし、公務に任する吏員よりして絶て勵精せざる者あるか、此輩に向て事務の良成績を望むも得へんや、斯の如き吏員は恰も監守の鞭撻を受けて勞動する囚徒の如く、監守其傍側に居る間は動作するも監守其場と去れば動作を止む者と異なるなり、故に公務に任する役員をして職務より精せしむるも亦道徳の力を藉りざるへからず、即ち名譽心及義務心は役員をして誠實に職務を執らむるの要具たり、就中名譽職員より事務を擔當せしむる場合より於て、名譽心及義務心は極めて必要のものなり、

町村の發達に對し報酬及羈絆の効力は特より薄弱なる者とす、今納稅の一事を擧げて之を證せんに、法律の表面に於ては町村の住民たるもの町村の經費を負擔すべきか爲めより自

己の財産所得を明告すべき義務を負へるも、其財産所得を誠實よ告白して詐偽なからしむるは報酬と羈絆との効力に依るにあらず、全く徳義心あるよ依て然るなり、若し之れ無き時は納稅者其利己心に制せられ些細の罰金を恐れず財産所得の一部を隠匿し租稅を免れんと而已是れ力むべし、

以上の議論を約言すれば町村も亦猶人類社會の如く各個人の利己心のみを應用して其目的を達し得るものにあらず、即ち町村住民の徳義を以て最も必要となすものなり、其徳義ハ名譽心及義務心となりて外より現はれ能く其役員を志す職務に執掌せしめ、能く其住民をして町村全体の爲め力を盡さしむ、然り而して斯の如き徳義は何に由て之を養成するやと言ふよ實よ親近者の愛より起るなり、蓋し親近者の愛は元夫婦親子の間に起り、延ひて一家族一親族に及び、隣傍同交の者に及び、竟よ一町一村の全體よ其利益を及やすものなり、之を要するに名譽職務の一役員及人民間よ充實するの町村よ繁榮すべく、之に反して徳義損敗せる町村は假令ひ宇内第一の町村制ヲ施行するも尙其凋枯するを免れざるべし、

### 第七回（上）（市町村行政機關細論）

余は本日更に進みて市町村行政機關の細密よ涉り講述する所あつんどす、其事件たる諸君の厭倦と來さんかの恐れありと雖も、而かも甚々緊要のものなり。

市町村の役員中所謂委員なる者ハ地方自治の主義を取る人の最も貴重する役員なり、何  
 となれハ委員は地方自治の制を發達せしむるよ特よ重大の關係あれはなり、第一委員の設置は數多の人民を擧て市町村の事務に參與せむるよとを得せしめ、第二數多の人民シ擧け、市町村の事務よ參與せむる事は、實に市町村會よ於るか如く討論商議よ加へらむるのみならず、亦獨立して市町村の行政事務よ當らしめ、第三之れよ依く人民中よある實際上ハ智識及土地の事情よ係る識力を利用す、おどを得第四隨く人民よ市町村の爲め利害よ感するの念慮を増々市町村の爲盡力せんと、感情を起し第五委員の設置は行政機關代議機關及人民の三者を連結し、即ち三者の間よ起るヘ々軋轢を減し之を圓滑となすものなり、抑々現時社會の進歩は一方よ於て邦國の政務を次第よ増加せしめ一方よ於て政治上成熟したる邦國の憲法に倣ひ、人民をして政事よ參與せしむべき必要を起し、幾多の機關増設せしめて益々各機關の間に軋轢と生じ相互の連絡を失一めんとす、今夫れ地方自治制は一面政府と社會との間よ結合し、一面自治區域内よ於て行政機關と代議機關を連絡せしめ、且此二機關と人民との間よ圓滑からしむ、而しく此目的よ達するよは委員の設置よ極めて必要なり、就中大なる市府に於ては百般の事務幅廣するよ依り委員なくよ其行政滞滯するよあるべし、其編成は各其地方需求よ應じて之を異よモ、概して言へば委員は行政代議及人民の三方より出る所の總代を以て編成するときは最能く分業の原則よ適ふものとす、其人員の割合代議行政機關より出る者よりも許多の人員を撰出せしむるを例とす、假令は市參事會より一名、を市會より四名、と人民より八名乃至十二名

と出さしめて委員を編成するが如く、委員は市町村の行政機關より從属して事務を執るべきものなりば、市よりては市參事會より、町村よりては町村長より從屬し、委員の長たる者は町村よりて町村長若くは町村助役、市に於て市參事會の一員とす、市長は委員長となるの權を有す、委員に臨時及常置の二種あり、臨時委員は例之ば土木事業のため又は宴會儀式のため之を設げ、常置委員は收稅事務、學校管理、貧民救助、衛生、道路掃除、其他、瓦斯、水道、市場、屠獸場の如き營造物管理のため之を設く、委員は總て無給の名譽職とす、

區長も亦猶委員の如く無給の名譽職なり、法律に據れば市町村は其區域廣大なるか又は人口稠密なるときは區を設け區長を置くことを得るなり、殊に多數の小村を合併したるときは土地の情況により區長を置くべき必要を生ずべし、法律は區及區長の設置を市町村の自由とす、

區長の職務は市町村行政役員を輔けて區内の事務を處するにあり、例之は行政役員を佐けて區内より租稅を賦課し及び之を徵収し道路橋梁より配慮し撰舉名簿を製し撰舉の準備をなすが如し、區は元より行政の區劃として決して獨立の自治体とあらず、即ち法律上の語においていへば區は法人資格のないものとす、隨て又區は獨立の豫算及自己の機關を有せず、故に區長は區の機關にあらず市町村の機關なり、而して區は隨意より其區域を變更するを得るなり、然れども市町村は一の全体を爲すものにして市町村内に獨立の自立体ある

る川らず、何となれば市町村内より獨立の自立体あるとすは市町村の實力分裂して微弱なるのみならず、亦利益上の鬭争軋轢を起せばなり、但し市町村内一部分の歴史上の關係及既得權はこれを不間に付することを得ず、例之は日本の大なる市は現に自己の財產及營造物を有し、又數町村を合併するととも一部分の固有財產あるべく、又は一部分の人民に於て特よ利用する營造物あるべし、此三個の場合は未だ以て自治体を構成するの必要を生ぜずと雖も亦以て一部分の人民の既得權より屬するものなれば之れを濫りよ失亡せしむることを得ず、故よ之を保存し市町村より行政機關をして時よ之を管理せしむるか、又は從前區長ある地なれば區長をして之れを管理せしめて可なり、斯の如き特別の權利は通常代議體に於て之を代表し得ると雖も、元より利害を異にするに依り動もすれば多數者の壓制されむり易きの故を以て、事宜より特よ區會を設け市町村會に代りて前陳權利の關する事件のみを議定せしむることを得べし、之れより要するに區長及委員の制は人民を擧げて名譽職より就らしめ公務の爲め盡力せしむるに最も便利なる者なり、伯林よりては名譽職より就て自治の事務を盡力する者一万有餘人なり豈盛んあらずや、

又法律は區長を有給吏員となすことを禁せず、之れを市町村の自由とす、

前陳の役員の外に尙若干の有給吏員あり、雜務よりする書記技術上の事務を任す役員及使丁是れあり、法律は此等役員の事よりして充分の餘地を與へ各地方殊別の事情よりせしむ何となれば法律は市町村各自の利益上より志を満りよ賛員を増すの恐れなければ

なり夫れ、地方自治及地方分權の制は正當に實行すれば行政費を節減するものゝ如とく思惟するものありと雖も、必らずしも租稅の負擔を輕減するものにあらず、唯自治及分權の制は租稅を生産的の目的及有益の事業へ供用し、即ち徒費濫支ながらしむるのみ「末段に赴けたる役員は都へて普通の原則より従ひ有給吏員とす、尙や特よ説明を要するものあり、收入役是なり、

#### 第七回（下）（市町村行政機關細論）

抑々國の財政に於ても市町村の財務に於ても主として觀察すべきものは（第一）豫算の確定（第二）出納及簿記（第三）決算報告及監査なり、豫算確定の事は既に説明したるに依り、今茲又第二及第三の點を收入役の職務と合論せんと欲す、其事たるや財務の整理上極めて貴重のものにして實に、市町村盛衰興亡の係るは實際の能く了知する所なり、出納事務は二制あり、一は佛國の制にして政府の官吏に市町村の出納事務を掌らしむるものはれなり、佛國は元來市町村の自由を認むるの度鮮きの故を以て政府の収稅吏をして市町村の出納事務を執らしめ、獨り大なる市町村よ於て經常歲入三萬法<sup>よろん</sup>を超へるとき自己の收入役を置きこれより出納を委任することを許すのみ、二は英吉利、白利義及獨逸諸國の制にして市町村の役員に其出納事務を掌らしむるものはれなり、日本の法律は第二の制を採用したり、故に此点に於ても亦地方自治及分權の健全なる原則に依るものと謂ふべし、

出納事務とは二様の職務を區別せざるべからず、第一は命令を發する事即ち金錢の收入及支出を命ずるの職權、第二は其命令を實行する事是より佛國に於ては命令と實行の兩務を同一人に兼掌せしむるよとなく必ず之れを別離して各別の役員に司りしむ、日本の法律は此原則を採用し其両務を各別の機關に分任すと定めたり即町村よ在ては町村長、市よ在ては市參事會に収支命令權を有せしむ、但し其命令を發する當り豫算の定期に従ひ若くハ追加豫算若くは變改したる決議より依るべきは言を俟たざるなり、又監督官廳が強制豫算を設たる時は監督官廳此命令權を有す、而して収支命令を實行する事は之が爲め特に任命したる役員即ち收入役の職務とす、法律は命令權と實行權と各別の人々に施行せしめんが爲め市町村よ負はしむるに必ず收入役を置くべき義務を以てし且つ其收入役には相當の俸給を附與すべしと定めたり、然れども極めて小なる町村よ於ては收入役を置くべし餘金を有せざるとあり、此場合に於ては監督官廳の認可を得て町村長自ら收入役を兼務するとを得べし、然れども寧ろ比隣の數小町村共同しき一の收入役を置くの優れるに如かず、

收入役は收支事務の外に亦簿記計算の事務に任ず、簿記計算の方式に關しては國庫出納の計算式を此に適用するも或は其簿記計算の方式を市町村の自ら定る所と任するも、是れ全く各市各町村の經濟の大小に原因するものに依り別々不可なるとなし、但し大なる町村に於ては政府の簿記法に則るを良とす、何となれば大なる町村は複雜なる簿記を要

え且つ簿記よ練熟したる役員を得るに至難ならざればなり、然れども小むる町村殊に僻村に於ては成るべくの簡易簿記方式を用ひるを良とす、總て財務は之を監査する者なかる可らず、財務の監査に二種あり、一種は出納検査一は決算報告とす出納検査に定期と臨時の別あり、法律は議會の參同を得て一定の期限内より出納検査を爲すべきことを命す、然れども從來の經驗によるに議會の検査は唯表面上のものに止まり左までの効力あらず、

故より出納検査をして實効あらしむるには、検査の責に當る人をしく検査の粗漏より起因する市町村の損害を償はしむるゝ如かず、決算報告は二の目的を有す、即ち第一の目的は計算に過誤なきや實際の収支と收支命令と付合するや並々方式に違はざるやを監査するにあり、此監査は収入役若くは収入役の職務を兼掌する町村長より向けて之を爲す、而して其監査權は市町村の行政機關に屬す但し町村長よりして収入役を兼掌するときは町村會之れを監査そ、第二の目的は實際の収入支出が豫算若しくは追加豫算若くは法律命令に適合するや否やを監察するゝあり、其監察は主として收支命令を發する者即ち市參事會若くは町村長に向けて之をなす、其監査權ハ元來豫算を確定したる機關より屬するものされば、市に在くは市會、町村に在くは町村會に屬す、日本の市町村制は即ち此方法を採用したり、今茲に決算報告の手續ヲ略述せんよ、収入役は毎年決算書より証據書類を添へ市參事會若くは町村長に呈出し、市參事會若しくは町村長は前陳第一の監査を爲し、而して後

之より自己の意見を附記し更に之と市會若くは町村會より提出す、此より於て市會若くは町村會は前陳第二の監査を爲す、此監査を爲すより當り同時に議會か第一の監査をも爲一得。は言を俟す、故に別々専任の収入役を置かざる町村に於くは監査の一級階を缺き決算報告を直接に町村會に提出するものとす、隨て出納検査の効力幾分が微弱なるは言を俟たす、

市會若くは町村會は決算報告を監査し、之を正當のものと思惟するときは認可を與へ若し穩當ならざるものと思惟するときは認可を拒み且責任を有する者より請求を爲す事より關し日本の町村制は市會若くは町村會をして上級の參事會より申訴し、次に行政裁判所に上訴することを得せしむ、蓋し此事件を尋常裁判所より出訴せしめざる所以のものは費用と時日を省くべき目的の外、亦市町村の事情を通曉する者より裁判をなさしめんか爲なり、然りと雖も決算報告の監査は金錢支拂を了へたる後より始めて之を行ふものなれば往々時機に後れて其効を見ざるほどあり、市町村は法律規則若くは豫算に違ひたる支出あれば主務の役員より損害を賠償せしむるゝ權ありと雖も時として何等の効力致さるることあり何となれば實際果して損害あるや否や又何程の損害なるやを確定し難きことあるのみをらず、又主務の役員にして賠償の資力なきものあればなり、故より此缺を補ふには支拂前の監査を密にするゝ如かす、即ち前に述へたる如く收支命令權と其命令實行權とを別人に有せしめ命令實行をして命令の當否を監査せしむべし更に詳言すれば収入役は收支命

令書を受るや其命令書果して豫算と適合するや、又は追加豫算若くは他の議決と依據したるや、又は法律命令に違はざるやを監査すべきものと定め、而して収入役に於て若し其命令書の不當を發見したるときへ之が實行を拒むべき義務ありと定むべし。収入役をして此義務を果さしむるが爲には、一面懲戒規則により一面一身の財産を擧げて其責と當しめざるべからず、斯の如くす。ときは市町村の收入支出を悉く豫算と依らしめ、且其安全を保するを得べし、即ち從來立憲國よ於て財務上至難とする事件は市町村よ於て容易に踐行するを得べきあり、

### 第八回の上 市町村の擔當すべき職務

市町村の自治に關して尙説明すへき一事は市町村の擔當すべき職務是れあり、今回は之を説述し以て市町村自治論を結了せんと欲す、

予輩今試み人類の行務は何の目的を有するやと問へば曰く、人力を以てなし得べきなけ至完至備の域と達せんとするにありと答ふべし而して市町村若くは國家の目的は何ぞやと言ふよ是れ亦至完至備の域に達せんと期するなり、人類の業務と關して昔時羅馬の詩人の曰く「予ハ人なり故ヨ苟くも人を利する事は予之を避けず」と、此の語や市町村と擴充することを得べし、蓋一市町村は人類相集りて一團体を成るものなれば苟くも市町村の福利を増すべき事は市町村之を辭せざるべし、土地の事情、民富の程度、經濟の進歩開明智識の度は各市町村皆之を異にするを以て其當さに務むべき事業も亦自然と殊別な

うを得ず、故ヨ苟も法律を以て其行務を一定せんとするは爲志得べからず、

然れども市町村は國家の一部分を成すものにして大よ國家の隆盛を致すと同時に國家の目的と供用せらるゝものたり、故ヨ國家は市町村の獨立を認め其行務の擴張を許すと雖も亦自己の利益上より幾分の干渉を爲さるべからず、而して其干渉に積極的のものと消極的のものとの二種あり(第一)積極的の干渉は國家が市町村に一定の事件を其義務として履行せしむること(第二)消極的の干渉は國家が市町村の行務の過度に擴張するのを制限するとはれなり、積極的の干渉は現時人智の開發と世運の進歩とに因り國家の當さに務むべき事項即ち公共の事務非常と増加し随て地方分權の必要と生れたるか爲め之を行ふに至りたるものなり、而して其地方分權は行政の細節支派及び之が責任を一地方の機關に委任するものとし、畢竟其の機關は管轄區域の狹小なるが爲、土地の事情を詳悉するが爲め並に土地の利害と付直接の關係を有するが爲め、彼の日夜增加する公共事務を敏健に處理し各個の事件を適質に處辨し並よ其費用と容易に、且つ正當に徵収すると遙かに中央機關より優れるを以てなり、又予は地方自治の原則は國民をして行政事務の施行及其監督と充分干與せしむるにありて、其干與は比隣共同の生活を營める地方住民をして其土地の公務に參與せしむるを以て最も有益と最も自然の道と適へり。述たり、今夫國家が凡百の政務中一地方と限局するもの及び一地方に於て處辨し得るものと地方自治体殊に市町村に委任せるに則り右に述たる地方分權及地方自治の二原則と起因する

ものなり、然り而して斯の如く市町村が國家の政務を分擔する事は世運の進むよ從ひ國家の職務愈々擴張するよ從ひ益々増加せざるを得ず、國家既に斯の如き委任となす以上は其委任したる政務の處分を一に市町村の隨意よ放任するとを得ず、必ずや之を市町村の當よ施行すべき必要の行務と定め以彼の市町村は自己の決意と以て自由に取捨する行務と截然區別せざべからず、必要の行務と隨意の行務と區別するは啻だよ學理上の論なるのみよあらず亦實際上緊切なるものなり、此區別わるがため實際上何等の結果を生するやと問ふよ即ち嘗て講述したる命令豫算の如きに其一なり、向んとなれば命令豫算ハ市町村が必要の行務よ係る豫算費目を否決えたるとき監督官廳より命令を以つて設定せしめたる費目なればなり、其他政府の監督も亦市町村行務の必要なものと隨意なるものとよ從て寬嚴あり、詳言すれば必要の行務よ對する監督は隨意の行務よ對するより厳格なり、又其必要的行務よ對しては政府詳密の法律を設けて之と規定し敢て之を市町村自ら定むる所の條例よ任せず、而志て萬法律上の規定は通常市町村制よ掲げず行政各派の種類よ從ひ別に之を制定す、日本の市町村制亦然り、

#### 第一回の下 市町村の擔當すべき職務(續)

國家よ市町村に委任する政務の種類通常左の如し、(第一)警察 警察は國家の利害に關する數多の事件を司括すと雖も、之れを大別志て普通警察及町村警察とす、其町村警察よ屬するものは身命財産の保護、街路市場の保持、建築及火災警察、食物警察、交通警察、

雇僕警察、田野警察等よして、普通警察に属するものは一國の全体に係かり又は一國の一部よ係る警察を云ふ、例之は政治警察と稱する出版、集會、結社の警察及び司法警察の如き是なり、然れども此二者の區別は必とも截然なる限界あるにわらず、

政府か市町村に警察事務を委任するよ二様の方法わり、一は警察事務を市町村の全体に委任し市町村會をして之を議決せしめ、一は警察事務を市長若くは町村長よ委任し之をまして政府よ代り其事務を施行せしむ、今夫ハ警察の權を市町村に委任する所以の者ハ他なま、市町村は元と公共の利益幸福を進むるよ以て主眼とするものとは、其事業よ抵抗する者若くは其の事業を妨害する者あるに當り之を強制し之を壓服すべき權力と有せんばあるべからざるがためなり、其權力は即ち警察權なり、市長若くは町村長は單よ布令權を有するのみよては未だ以て其の令の實行を保すべからず例之は今町村長其の住民は命じ彼處の溝渠は衛生よ害あるが故に蓋を設けよと言が如し、市長若くは町村長にして其の命令の執行者を得るよ二法あり、一は市町村自小警察吏を任用し之に俸給を附與すると、一は政府の警察官よ負はしむるに市町村のため命令執行の任よ當るべき義務を以てするよ是れなり、

(第二)貧民救助 各人は自ら生存するの權あり社會は人類中自己の生存を保つ能はざる者を救助するの義務あり、而して其義務の由來する根本は單よ人類共愛の德義にあるのみ、國歩既に稍々開發し交通の道頻繁なるに至れば復々各人の恩恵好意よ以て足れりと

なす能はず、政府進で之が方法と設けざるを得ず此よ於て貧民救助の事は恩恵の部域を脱し法律上の義務となれり、此の如く貧民救助を法律上の義務となしたる所以のものは救助の普及せんことを期したる而已ならず、亦社會の安寧を保持せんがためなり、蓋々交通の便開け各人の轉居自由なれば乞食浮浪の徒各地よ出没するは國內の安寧甚だ害あるものなれば政府必ず之を禁せざるを得ず、既に一方より乞食浮浪の徒の徘徊するを禁すれば他の方より其徒の發生する根本を救治せざるべからず、貧民救助は即ち乞食浮浪の根本を絶んと欲するものなり、直接に救助の任に當るべきものは地方自治体就中市町村なり、蓋し貧民救助の事は市町村にて負擔するは最も適當として現に各國の例を見るも亦此事を市町村よ負擔せしめざるはなし、彼の英國に於て地方自治体の最下級なる「パリッシュ」は元と貧民救助の爲め團結したる組合なり、獨逸に於ても町村は貧民救助の事を擔當し其費用までを負擔す、但し近時町村の救貧費非常の巨額に達し其の重きに堪へざる情況あるは依り其救貧費の一部を更々大なる地方自治体に負担せしむるに至れり、右に述べたる警察及貧民救助の外市町村に委任する政務は學校教育の事、道路交通の事、寺院教會の事、兵役及軍事負擔の事等なり、是れ皆な法律上の規定なくんばある可らず、更らよ進んで市町村の駄意よ放任する行務を論せんよ其行務は元と各地方の特別なる需要より生ずるものなれど別よ法律を以て規定するとなく一に各市町村の自ら定むる所の任するを例とす、又た其の事件の市と町村とに由り大差別あり、町村に於ける隨意行務

の重なるものは農業なり、往時町村は大なる土地を所有其土地に就て自ら農業を營みたれども近時は其所有地を各個人の私有よ變したり、故に今日は町村よして自ら其の所有地に耕作するものは甚た稀れなり、但し日本の町村に於けるが如く大なる共有地（原野の如し）を存するものなきあらず、此場合よ於ても町村自ら其地よ就て農作するとなく、之と草刈場又は牧畜場として町村人民の公用よ供し或は之を貸地となして借地料と徵收す、然ども町村有の山林は特異のものよみて尋常の土地と同視すべからざる所あり、山林の荒蕪は獨り一町一村の損害たるよ止らず、延ひて一地方の氣候に影響し全國の經濟よ關係するものなれば、今日の政府は嚴法を以て山林を保護し樹木培養の道を力めざるゝなし之か爲め政府は各個人の私有山林よ向ては法律を以て濫伐を禁し、公共團体の所有する山林よ向ては更々嚴なる制限を布きたり、佛蘭西よ於て市町村所有の山林は政府の官吏之を管理し其管理に關して市町村より啄を容るゝとを得ず、市町村は其山林の収益を享受するのみ、獨逸に於ては政府直接よ市町村所有の山林を管理せずと雖ども其制限の嚴なるは決して佛蘭西よ讓らず、即ち市町村よ於て自己の山林を管理するには政府の指揮を受けて山林官相當の資格ある人へ政府の試験を經て山林官相當の學識能力ありと認められし人を雇使せざるべからず、之と市町村の義務とす、又法律は山林經濟の方案を一定し市町村をして其方案よ依り山林經濟を營まし、其他政府の行政官廳よ

充分の権力を與へて市町村の山林を最も嚴々監督せしむ、是獨逸の制規なり。  
鳥獸獵の事も亦特に法律と以て之と規定せざるべからず、近時歐洲より於て一般に行はれる議論は據れば獵權即鳥獸を獵獲するの權は土地所有權に屬す、故に苟も土地を有する權は其地内にある鳥獸を自由に獵獲すると得るのみならず。他人若し其地内に侵入して獵獲することあらは之を拒止するの權ありとす、然るに此主義を實行せんと試み恐るへき弊害を生したり、即ち第一に獵者の員數を増玄獵銃の使用と慣れさる者濫りに發砲するかため動もすれば公衆に危害を及ぼし、第二に獵獲する者夥多なるがため鳥獸の繁殖と絶たんとするの傾向を生したり、故に政府は此弊害を避けんかため一人よしく廣大なる土地を領する者にのみ其の所有地内に獵權を施行する事を許し、狹小なる所有地にては數個の地所を合併して一の獵區ヤングベナク劃定せしめ其獵區を市町村に管理せしむるよとなしたり、此に於て市町村は其獵區を貸附けて借區料を徵收し、又は特々專業の獵師を雇ひ獨り之に區内の鳥獸を獵獲せしむ。

農業上の改良進歩に關しては堤防の築造及修理、排水灌水の裝置、土地改良の施設等皆法律を以て之を規定するを要す、斯の如き事業に在ては概して關係ある地組合して之を經營せしむるを例とす、而して高級相主の地方自治体若くは政府は其事業を補助すべし、市府の行務ハ町村より比すれば更に夥多にして其範圍も亦廣大なり、何となれば市府は人口稠密にして其需要頗る多く且人民の負擔力強大なればなり、市府の事業たる獨り必要

缺くべからざるものに止らず進て快樂の爲め及市府の美觀を飾る爲め經營することあり、例之は防火消防の事、飲料水の供給、排泄物除去の裝置（歐洲の大都會より於て糞尿排除の事とは莫大の資金を費したれとも未だ完全ならず）街路の排除、公園の設置の如き是なり、市府の外觀美麗なるは市府自己に利益を爲すこと尠からず、何となれば市府美麗なれば外國人及旅行人茲に輻輳すればなり、其の他大なる市府は一國人民の愛國心を保つこと、に注意せざるべからず、例之は歴史上の紀念物を設立し或は國風の建築物を保存し或ひ美術品を保存し人民より美術上の感念を與ふる等の如し此等の事業又開拓ては政府國費を出して市府を補助するも不可なることなし、

右は述へたる市町村の行務は都て之を市町村の自由に任す、但し法律上の制限は代はるべき左の制限あり、

（第一）國民經濟の制限 此制限は市町村の公共經濟と一個人の私經濟との關係より生す、仮令へは水道、瓦期燈、電氣燈、鐵道馬車等の如き事業は市府の公共經濟を以て之を設立すべきや或は之を一私人の營業に任すべきや是れ國民經濟上の原則に従はず。へからず、凡そ市町村の事業は之を一個人の私業に任するも能く公益の目的を過ぐざるときは之を私人に爲さしむべし、之に反そるときは市町村自ら之れを營むべしと云ふに在り、

（第二）財務上の制限 市町村其事業を起すには相當の資金なるべからず、而しく此資金を得るに人民の資力程度あるに依り自然の限界あるものなり、若し夫れ人民の負擔の

重き顧みず其資金を濫収するあらんの法律上の規定ありて之れを許さず、彼の市町村制に於て市町村が公債を起とき、其財産と減少するとき、不動産を賣却するとき、附加税の定限を超へるとき新税を起すとき又は現行税の率を高むるときは都へて政府の認可を受くべしと定めたるは財務上より市町村の行務を制限したるものなり、其他特別の利益と享る者よ特別の税を課すべきこと並に市町村の事業請負を競争入札に付すべきことを亦此に屬す、

以上講述したる所に由て之れを観れば市町村の行務は主義上自由なるものとす、凡て自由は之れを使用するに當り道理に違ふことなからんが爲め一定の制限を受けざる可らず、以上市町村のため齋定したる制限は市町村自己と國家とよ對し其自由より生する危険を防禦するよ餘りありと謂ふべし、

#### 第九回(上) 行政裁判所と行政及司法裁判所との關係

本日予は行政裁判か行政及司法裁判より分離したる所以を講述し、併せて文明諸國に行はれる行政裁判の機關と關其要領を諸君に説示せんと欲す、而して行政裁判と地方自治との間に親密の關係あることは其講述中に於て自ら明瞭なるを得べし、

予は嘗て法<sup>レヒツ、スタート</sup>治國の本義を述べ、法治國とは臣民各自の國家と對する權利を保持特に法律よ據りて政府の權利を限定し又之れを施行せしめ、且行政官衙違法の處分に對して臣民に法律上の保護を與ふる所の國なりと説明したり顧ふに全國一般の利益より並よ一  
個人の利益上よりして行政官衙を監察すべきことは今日各國の擧げて是認する所あり、又之れを實際に徵するときは古來未だ嘗て監察なき行政官衙あるを見す、即ち古より下等官廳の事務は高等官廳の監察と受け以て行政自己の部内に一種の監察行はれたり、所謂アドミニコストラーナー<sup>フ</sup>監察と稱するものは是なり、且つ制度の整備せる國よ於くは其他尙會計検査院を設置して夙と財政上の監察を實行せり、立憲國よ於ては憲法上代議院として豫算の確定及決算の審査と參與せしむるよ、財政の監察更に嚴重あり、然りとする能はざり所あり、此に於て論者は別々獨立不羈の機關を新設を以て行政官衙を更に嚴重よ監察せしめんとの希望を起したり、蓋一國家は臣民の所有權及家族權を保全する爲め訴訟法を設け刑法の適用を過らざらしめるが爲め治罪法を施行し、又司法と行政と雖も此等の監察は未だ充分ならずさて行政事務として嚴よ法律よ準據せしむると保する能はざり所あり、此に於て論者は別々獨立不羈の機關を新設を以て行政官衙を更に嚴重よ監察せしめんとの希望を起したり、蓋一國家は臣民の所有權及家族權を保全する爲め訴訟法を設け刑法の適用を過らざらしめるが爲め治罪法を施行し、又司法と行政と行政官吏の執行する政權と臣民の身命財產と抵觸するよ由く法律上の争議起るときに於ても、亦其臣民に法律上同一の保護を與へざらし得ざるや甚た明かなり、况んや斯る争議の判決は臣民相互の間に起る争訟よりも單に重大の關係あるに於てそや、之を約言されハ國家は臣民の私權及刑法の適用と關して既よ臣民よ法律上の保護を與へたる以上は公權上の部域に於ても亦臣民は同一の保護を與へざるへからず、然るに若玄臣民相互の權利侵犯は政府之を保護するも行政官より民權を侵犯しきる場合は之を保護せずとするは

嘗て其理由あるを見ず、夫れ行政官衙と民臣との間は争議の起るは決して稀れないものにあらずなり、例之は彼は町村の公民なるや或は住民なるや其人は選舉權、被選舉を有するや否やと關する行政官吏と其人の間より意見と異にするあるとあるへし、其他或家若くは町村に對きて納稅義務あるや否や或は兵役義務の有無或は納稅額多寡より關し争議の起るありあり、又行政官衙にて一個人の權利より干渉するときより屢々争議の起るあるより例之へは住居移轉の自由は法律上之を認むるもの或る場合に於ては公共の安寧を保つ爲め其自由を制限せざるへからざる事あるが如し、而して此等は皆公權と關する争議に屬す、

開明の度愈々進みは國家が公共の福利を保する爲め其臣民に向て要求するの事件益々増加し、行政上の行務益々多うを加るは自然の勢として免るへからざり事とす、而して行政上の行務年々月に増加すれハ國權と一個人との抵觸する場合を増し、隨て権利義務と關する争議も亦益々増加するは固より當然の事なり、故に近時各國に於て公權の部域に於けハ権利保護の問題、學理實際ともと歸るたるは決して怪むに足らず、

論者或曰く「行政官衙と一個人との間より起る争議ハ數百年來行政官衙は於て之を裁定し、今日に於ても尙往々其裁定を行政官衙より委任するの圖あり故に今日の行政官衙より其裁定を爲すと能はざるの理由あるとなし、况んや今日の行政官衙ハ其資格及識能より司法官と同一の保障を有するに於てトヤ、故よ大獎害なくして數百年間繼行したる制度を俄かに廢除せんとするは抑を何の理由に基くや」と、之に答ふるに左の數言を以てせんとす、  
 抑々斯る争議の裁定を行政官衙に委任すへからざるの理由は元より行政官吏其人の能不能に關するにあらず、即ち現時の國家に於ける憲法及行政の發達に起因するあり、往昔國家の職務は主として國內平和の維持及外敵の防禦より限局せしも、現時の國家は世運の進歩より應え公權の部域よりて其行務を追次擴張せざるを得ず、加旗近時始めて國家より對しても亦均しく各個人の自由を保護すべき必要起り、今日の各文明國皆之を認めたり、此の主義は往昔に於て人の知らざりきものなり、今日ク國家が一個人の自由に干涉するは唯全體の利益を進むる爲め之を必要とする場合より限る而已、故に國家は一個人に對して政權を施行するよりも亦自ら一定の範圍内に於てせざるへからず、蓋立憲制より移らざる前より法律と命令との區別實際より存するあると、詳密なる行政法ハ殆んど絶無と謂ふへく、行政は法律の原則は依據するゝあらず志て一ゝ官吏の便宜及穩當を思量する所より従ひ之を施行したれども、立憲制よりてハ決して斯の如くなと得ず、即ち軍事、財政、警察及其各部分並經濟上の政務等總て行政の各部は於て執行權は悉く代議院の協賛を得たる詳密なる法律に據て之を施行するを得へし、今夫れ行政官衙の處置を規定したる法未だあらずる間は公權上の争議に關する裁判は之を爲さんと欲する共爲すあと能はざるへし、裁判なるものは便宜上の問題を決するにあらず單に法律を標準として判決を下すのみ、裁判

にし、若其の判決より便宜上の考慮を交へるときは権利の本体を毀損するに至るへ、假り  
之を爲さしむるゝ如かるへし、要するに行政法既に略は整備する以上は行政裁判の設  
置なからへからず、

行政裁判を設くへき其の他の理由は往時行政官衙の組織、概して合議体たりしゝ近時之  
に代るに獨任制を以てしたるが爲め衆議院依て決する無偏無黨の裁判を此獨任官吏に向  
て期すへからざるゝあり、其他立憲制度の施行後は行政權の施行よ黨派心を交へると必  
然の結果に非ずと雖も、而も政黨の爲め行政權の濫用せらるゝ危険は專制國に於るより  
も大なりと謂ふへし、此時より公權上の争議を裁判するの權専ら行政官衙の手に在る  
時は其終審の判決は主務大臣若くは内閣の意見よて之を爲めとなるへし、如斯くなる  
時は夫の法律は代議院の協賛を経て制定せられたるより拘らす其解釋は一に主務大臣若  
くは内閣の意見に依て定るべし、此場合に於て政黨の爲め法律の解釋を過らるゝの危険  
絶て無しと謂ふを得ず又假令寸毫の黨派心なく公平の裁判を下したりと自認するにもせ  
よ民衆よりは其裁判よ黨派心を交へたるやの嫌疑を受ける事あるへし、是より由て之れを觀  
れば行政官衙、殊に至高の責任大臣は斯る争議の裁判を成るべく避てなさるを良とす、  
是れ行政自己の利益たるのみならず亦國權を強固ならしむるものなり、若一夫れ斯の如  
き争議に關する行政官衙を民事訴訟に於ける原告人若くは被告人と同視し以て行政官衙

が自己の處置と自ら裁判するの不當を非難するに至ては其論の根據とする所甚だ過れり、  
行政官衙は國家の主權を施行する公廳あり、故に之れを彼の民事訴訟よ於ける原被兩造  
と同等に看做すは國法の何たるを知らざるものと謂ふべし、予輩は唯行政官吏は公共利  
益の代表者として全体の利益を進むものなれば、動もすれば全体の利益を主眼とするの  
精神よりして一個人の權利を等閑にするの弊あらんまとを憂る而已、

以上は歐洲大陸に於て司法と行政の分離を實行し民事及刑事に於る裁判事務復た行政官  
吏よ委託せずして之れを特別の獨立裁判所に専任したる以來公權に關する争議よ對して  
設くるに當り或る論者は行政官衙を彼の民事刑事を裁判する普通裁判所の下よ置き、  
即ち行政官吏のため權利を損害せられたりと信する人民をして直ちに司法裁判所に告訴  
し得せしめんとする者あり此論よ依るときは行政官衙に其處置を受く。所の人民の承諾  
を経るか或は司法裁判所が行政官衙の意見を是認するとさにあらずされば事務を處置する  
能はざるゝ至るべ事、是れ豈行政の本義を謬ひあらずや

### 第九回（下）行政裁判所と司法裁判所との關係

行政官衙の處置と普通の裁判所に於て裁判せしめんとの論を唱ふる人は英國の制度を引  
證して議論の根據となすと雖も、是れ英國の制度を誤解するものと謂ふべし、英國行政裁  
判の制、論者の唱ふるが如く簡単のものにあらず、唯其一斑を見て其全般を憶測するは極

めて危險なりとす、總て英國の制度を真正よ了解して之が利害消失を詳かよするには年月を費ひて精密の調査を爲さるゝを得ず、世人或は斯の如き刻苦を避け僅かに一二の記録を披き一の原則を發見すれば直よ之れを固信し其の原則の實際果して行はるゝや又如何なる方法に依つて實行せらるゝやを顧みず、漠然たる原則を一見するのみにて直に之に自己の解釋を下し憶測を附し、而して其推測の如く果して英國よ實行せらるゝや否やは之れを調査せざるもの往々之あり、抑々英國に於て司法と行政の別は歐陸諸國及日本に於けるが如く判然たらず、英國の「ジャスチス、オブ、ヒース」（治安裁判官）は國王より任命せらるゝ名譽官として行政司法の二職を兼行し、其職務は一方は於て裁判官の職を執ると雖とも裁判官獨立なく何時よても國王より罷免せられ得へるものなり、此治安裁判官ハ裁判官の名稱を有すと雖とも其本職は行政事務よりて唯傍ら裁判の事を行ふのみ、英國人民若し此治安裁判官の處置の爲めに權利を障害せられ得たりと信するときは先づ之れを治安裁判官の四季會議に訴るの權あり、此四季會議に於て議定したる判決は對してハ英國內最高等の三法院に控訴することを得るなり、此最高法院に於て行政事件を裁判するは別段の手續よりて決て普通の民事裁判手續を用ひず、又事實上の審判を爲さずして單よ法律上の問題を裁判するのみ、治安裁判官の職掌より屬する行政事件は斯の如くと雖とも治安裁判官の職掌より屬せざる行政事件（貧民救助、土木建築、衛生事務の如き）即ち特別の機關ある事件は絶て司法裁判所の干渉を受ることなく之に關する行政

裁判所は最も中央官衙殊に内務省なり、而して其中央官衙の裁判に不服なるものあるも更に之れを他の裁判所より上訴するの途あるよとなし、是より依て之を觀れば英國の實際は英國の制度を半讀したる論者が唱ふる所と異なり、行政事件をして必ずしも司法裁判の下に屈服せしめざるや明かなり、英國人民は實際の効利を貢ぶものなり、政權の強大なるは人民の利益ありとするは英國人民能く之れを知れり、彼れ焉んぞ行政を司法の下より置くの不利を知らざらんや、

司法裁判所をして行政事件より裁判せしむべーとの理論を實行したるは歐洲大陸中、獨り伊太利の一國あるのみ、伊國は其法律に明記して曰く「各人其權利を侵害せられしと信するときは其侵害者の一個人たると官廳たるとを問はず認て之を普通裁判所より告訴するとを得、其告訴ハ普通の順次を追て控訴をするとを得」と此明文より依る時は責任大臣の命令に對し始審裁判所の裁判官其効力の有無を論ずるよとを得へし、今伊國に於て此明文を實踐したる跡を觀るより往々嫌厭すべき弊害を出せり又歐洲の小國にして此制に摸倣したびものは白耳義なり、蓋し伊國の制は單よ論理上より之を云へは缺點なものゝ如きか故に世間之を採用せんと輕信するもいなきよあらず、然れども實際に就てその制の利害得失を考察すことは大なる不便あり、請ふ左に之を述へん、（第一）行政と癡瘡せしむる事、國家は行政より民智を進め民福を増すへき至緊主要の職務を行ふか爲め一定の範圍内に於て行政より自由の運動を與へざるべからず、然るよ此行政をして司法裁判所の判

決を受けしむるときは自由の運動を制限せらるゝと決して鮮少であらず、  
(第二二)公權に關する争議の法律上の見解よりも寧ろ實際の事情に係る場合多きに居たり  
行政法は常々行政官は幾分の自由を許與するものなれば行政上の所置は係る争議は概ね  
法律の範圍内に於る行政官の運動果して適當の程度は止まるや否やより、例には租税  
を課せらるゝものなり、又行政官は某の場合又於て某の營業を許否するの權わざに依り其許  
否を決すへど場合果して適當なるや否やの如きも實際上の問題に屬す、此等の問題は實  
際の事情を了知するものにあらずされば之を判断するとを得ず、然るゝ司法裁判所は始終  
行政の實務を視察するものにあらず即ち其判断の基礎となすべく實況に迂遠なるものな  
り、如何ぞ至當の判断を得んや、

(第三)普通裁判所の裁判官は廣汎大部なる民法及刑法、其他之に關する一切の法律は通曉せざるべからず、是れ既に容易の事業にわらず故に行政法の如きに至ては唯其要領を知るに止まるを例とす、况んや現時各國よ於て行政法は日夜其數を加ふるに於てれや、行政官吏は其實務に當るか爲め行政法を研究し之を解釋すること遙かに司法裁判官よ勝れり、是れ分業の原則よりし、行政事件を司法裁判所に付すべからざる理由なり。

## 第十回（上）行政裁判論結局

行政裁判を輸送せしめなみ原由は前回の講義に於て述べたるが如し、蓋し行政裁判なる

に委しく裁判せしめ其機關は行政裁判院の職務を執行せしめたり、然ども此裁判院の法官は向時より免點せらるゝとぞ得らが故に裁判院の名よりて其實なき者たり、抑も佛國政事社會の一特異なる風習共謂ふべきは政黨者流れた政權を掌握せざる間は成るべく人民の參政權を擴張して行政權を狹縮せしめんと盡力するに拘らず、一朝自黨が政權を占取す。至れは眞政の獨立行政裁判所を嫌忌去其監察を受るを好まずると是也、故に佛國に於て共和主義の憲法を布う最も自由なる普通選舉行ふ最も拘らず、其行政機關の職權は英獨二國に於けるよりも強大なり、隨て一個人の自由は英獨二國に於けると同一の保護を享ることを得ず、現時佛國に於て行政裁判を爲すべき機關は フレフエクナーユルラート 縣參事會及參議院なり縣參事會は縣知事、及三名乃至四名の有給官吏にて組織す其官吏は何時よりも免點せられ得る者なり、毫も獨立を保つことを能はず、參議院は最後の行政裁判を爲す所にして昔時は行政裁判は關し其意見を君主の上奏するに止ましが、千八百七十二年以來參議院自ら終審の裁判を爲すべきこととなりしと雖も、參議院の僚員何時よりも免點せられ得る者なれば是亦獨立の裁判官と謂ふべからず、其他特別の行政事件に對して特別の行政裁判を爲すべき機關あり、特に裁判する機關の如きは其一例なり。

佛國行政裁判廳の權限は普通の條規に依るより必ず唯幾多の單行法律に依て定まるのみ、而て其一部は頗る特異のものあり、然れ共參議院は始審及終審の廳として甚た廣大なる權限を有し其權限は一定の原則に依て定まるものなり、詳かに言へば苟くも行政官の越判法の弱点たるを免れず、

塊地利に於ては他の方法により行政裁判の難問を解かんと試みたり、即ち行政官の處置又對する訴訟は總て先づ訴願として行政部内の各官廳を通過せしめ、例之は戸長を経て内務大臣に訴願することを得せしむるが如し、而して最後の指令又不服あるとき始めて其事件を行政裁判所に告訴することを得せしむ、此の行政裁判所は獨立裁判官の保障を有する常置の専任官を以て組織し何人に限らず行政官吏の處置に依り自己の權利を侵略せられたりと信ずるものは行政各官衙の訴願と經過したる後、行政裁判所に告訴するを得るなり、其審判は口頭を以てし且つ公開なり、塊地の制は頗る簡單にして弊害なきもの如き外觀わりと雖ども其實決して否らず、(第一)行政裁判所に告訴するより先づ行政部内の階級を経過し戸長より大臣までに悉く訴願せざるべからず、之がため百般の手數を勞し費用を要し幾回も書類を調達する等其他煩勞蓋し容易にあらざるべし、故に一個人は假令自己の權利を損害せられたりと信ずるも尙其煩を避けて中途訴願を止むるあと

勘からざるべし、第二、其裁判所は單に法律上の見解を裁定するに止まりて事實の當否は之を判断せざるなり、事實の如何は最後に訴願を判決したる行政官衙の認定に従ひ之を根本として裁判せざるべからず、即ち其の認定を経たる事實は行政裁判所より動かすことを得ず、今一二の例を以て之を説明せんに警察官が或る集會場より或者の演説を以て公然の誹謗なりと認め其集會を解散せしめたりとせんよ、果して誹謗の事實を又た解散を命すべきなどの誹謗なりしや否は奥國の法制より據れば裁判所に於て断定するの權なしとす、又行政官吏は顯然法律に違背せざるも其處置甚だ不正なることあり、例之は行政官吏が稅を課するは法律の規定に違はざるもの其課稅すべき物體を秤量すること偏輕偏重なるが爲め租稅の負擔、彼れに重く此より軽ることあり、此の如き場合に於ても亦奥國の行政裁判所は其事實の如何を審査することを得ず、第三、奥國の行政裁判所は佛國の參議院と同しく行政官吏の處置を破毀するのみにて別に之に代るべき裁定とならず、奥國の行政裁判法は行政をして法律より適從せしめ行政官吏をして法律の範圍を守らしむる爲めに効力ありと雖も、然れども行政官廳より對して一個人の權利を保護するの効力は甚だ薄弱なり

#### 第十一回（下）行政裁判論結局（續）

李漏生及獨逸二三の小國に於ける行政裁判法は一面、行政官廳に對して一個人の權利を保護一面、行政事務として法律に適從せしむるい効力あるものなり、而して他國の制に

異なる所は主として名譽職の元素を擧げて行政裁判より參與せしむることもあり、抑々李漏生に於て行政裁判の始審廳は郡參事會なり、郡參事會の裁判より對する控訴廳は縣參事會なり、又一郡の區域外より涉る事件に在ては縣參事會を以て始審廳とす、始審廳は白林府にある高等行政裁判所なり、郡參事會は郡長を議長となし郡會が郡の住民中より六年の任期を以て選舉したる議員六名を以て組織す、此會より在ては名譽職六名より對するに官吏一名を以てす、縣參事會は縣知事、政府の任命したる終身官二名及縣下住民中より選舉したる名譽職四名を以て組織す、故に此會より在ては名譽職四名に對するに官吏三名を以てし即ち郡參事會に於けるよりも官吏の數を稍々増加す、而して其官吏は裁判官の資格を有し罪科あるよりされば免黜せられざるものとす、又縣知事自己の處置より係る訴件あるときは知事は之を避け會員中の官吏を立て議長の職を代理せしむ、郡參事會及縣參事會は啻々行政裁判をなすのみならず亦自治事務及一般の官治事務を司掌す、之より反して高等行政裁判所は専ら行政裁判より從事し其裁判官は總て専任官吏にして終身を期し任命せしむるゝものなり、而して裁判官總員中一半は司法裁判官より、一半は高等行政官たるの資格ある者より選任せらるべきの規定なり、  
李國行政裁判廳の權限は佛國に於けるが如く行政より關する一切の事件を裁判するにあらず、唯個々の法律に明記したる場合に限り裁判するのみ、而して一般より行政裁判廳に告訴し得せしむる場合は町村及郡の警察上處分より對し不服あるときに限り、其他の行政裁判

事件は法律の明許するものに限り行政裁判を仰くを得せまむ、今此組織の爾他諸國の制超越する所を舉けりは左の如し  
 (第一)此行政裁判廳は行政機關の外に孤立するとなく行政機關と有機的の連絡を有す。  
 (第二)其組織は國家の利益と一個人の利益を擔保するに於て至れり悉せりと謂ふべし。  
 即ち國家の利益は専任官吏殊々郡長及縣知事をして之を代表せしめ個人の利益は之を擔保せしむ、  
 (第三)其の高等行政裁判所は公權を開する審判の統一を保し且つ司法官と行政官の二種を包含するに依り法律上の智識と行政上の實務經驗を集合せしむ、  
 (第四)高等行政裁判所は啻に行政官の処置を破毀するのみならず、亦事實の當否を判断し其処置を代るべき指令を下す、

(第五)権利と侵害せられたると信する者は埠國よ於けるか如く行政部内各官廳と悉く通過するの後始めて雲上の行政裁判所に告訴し得るの煩勞わることなく直ちに自己の近傍ある參事會より訴出することを得、且つ其參事會は土地の實況に通曉し公平無私な審判を下すべき公議院の組織なり、  
 (第六)民選の議員を裁判と參與せしむるは行政裁判の信用を高むるの利益あり、且乞に依り大臣は其判決と全く干渉せざるとなるべし、然る埠國よ於けるが如く既に大臣の裁判を経たる事件を行政裁判所より提出せしむる時ハ大臣の法律誤解と世上より表示し其名

譽を傷け其信望を殺ぐの嫌ひあり、其他民選の議員は土地の事情及行政の實務のみならず亦國家の利益を偏重せるものより當り能く之を防制すべし、  
 (第七)其裁判の法律上の解釋と止まらず、同時に事實の當否を判定す、故に行政官吏か相當の處分を爲さざるを得ざる事實上の條件、果して現存したるや否やは行政裁判所より審査裁定すると得べし

字或の制は以上述るが如く爾他諸國の短所と捨て其長所を取り寔に完全のものと雖も亦他の一方より之を見れば甚た複雜の組織なりとして非難するものあらん歟、依て予は數言を費し其非難の不當ある所以を辨明せんとす、

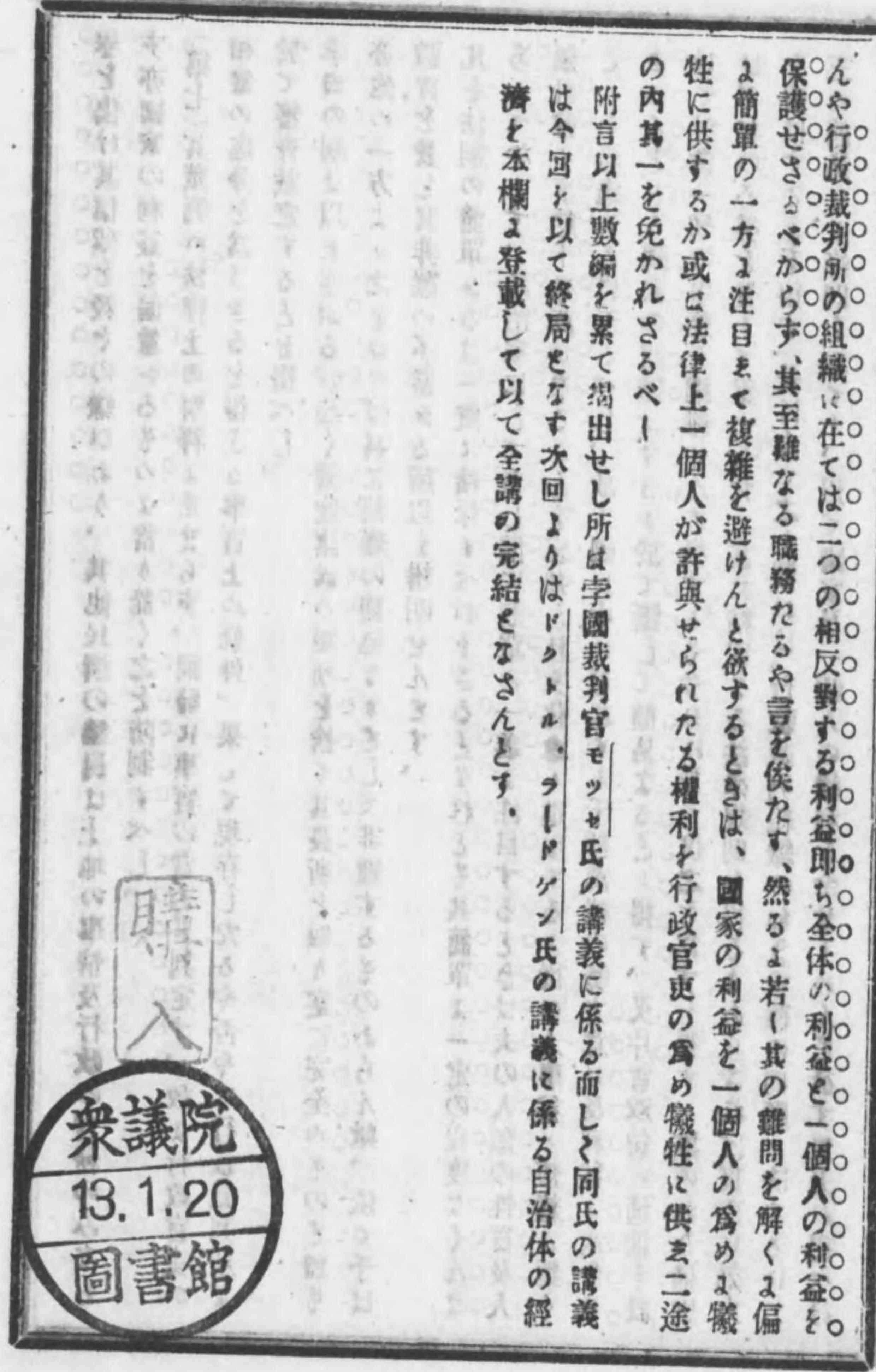
凡そ法制の簡單あるは一概に横斥すべがトざるとなれとも其簡單と一定の程度なくんはあらベカトス、政治家にして若し偏に簡單の一義と注目するときは夫の人類の性質及人類社會の事態千殊萬別なることを忘却し且文化愈々進歩するより人事益々複雜と趣くことを看過するに至るべし、故に國民中に發起する千種萬様の勢力意見及利益と適合せめんとする國家の組織は今日よりて斷して簡易なると得す、又片言双句の通則を設けて社會一切の事態を網羅せんと欲するも今日に於て復之を爲すを得ず、斯の如き通則は多年の心労を費して案出したる甚た精密なる法律規則を得るよりあらざれば實際に効力を現はすことを得ず、是に由て之を觀れば、行政裁判組織の如き重難の問題を決するに二三の簡易なる條則を以てし、以て國家及一個人の權利を全せしめんと欲す豈夫れ得べけ

2220  
28

36191

んや行政裁判所の組織にては二つの相反する利益即ち全体の利益と個人の利益を保護せざるべからず、其至難なる職務たるや言を俟たず、然るよ若し其の難問を解くに偏り簡単の一方より注目して複雑を避けんと欲するときは、國家の利益を一個人の爲め犠牲に供するか或は法律上一個人が許與せられたる権利を行政官吏の爲め犠牲に供する二途の内其一を免かれざるべ。

附言以上數編を累て掲出せし所は李國裁判官モッセ氏の講義に係る而しく同氏の講義は今回を以て終局となす次回よりはドクトル・ラードゲン氏の講義に係る自治体の經濟と本欄より登載して以て全講の完結となさんとする所である。



N

終

